

第 6 期士幌町地域福祉実践計画

全ての町民が共に支え合い、安心して、
生き生きと暮らせるまち しほろ

(令和 3 年～令和 7 年)

社会福祉法人士幌町社会福祉協議会

はじめに

我が国では人口の減少や少子高齢化が急速に進行し、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、社会的孤立などの地域における福祉課題は、ますます多様化、複雑化しています。



深刻化する福祉課題の解決に向けて、国は地域共生社会の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、各種施策の実施を通じて地域包括ケアシステムの構築を図っています。

こうした状況を見据え、士幌町社会福祉協議会はこの度、士幌町が策定した「第4期地域福祉計画」との整合性を図り今後5年間の方向性を盛り込んだ「第6期士幌町地域福祉実践計画」を策定することとなりました。

社会福祉法には「地域福祉を推進する団体」として位置づけられている社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進していくことを使命とし、これまで第1期から第5期にわたり、時代の大きな変化、新たな福祉課題に対応すべく地域福祉実践計画を策定し、各種事業に取り組んできたところであります。

今後も地域福祉を推進する団体として行政とのパートナーシップのさらなる強化のもと福祉課題への対応や関係機関等の連携・協働において、「協働の中核」を担う存在になれるよう体制づくりに務めるとともに各種事業を通じて取り組んでまいります。

その一方で安定的な法人運営を推進するには、財政基盤の強化を図っていく必要がありますので引き続き自主財源などの確保に努めてまいりますほか、新たな時代に対応する職員の資質向上に努めてまいります。

本計画を推進するにあたりましては地域住民の方々、行政、関係機関、団体の皆様方とのより一層の強い連携のもと、基本的役割・機能である連絡調整、ネットワーク化、協働に取り組んでまいりますのでより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たりましては、貴重なご意見を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力頂いた方々、そして計画策定の協力を頂いた士幌町のご尽力に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 士幌町社会福祉協議会
会長 佐藤 弘夫

～ 目 次 ～

| | |
|----------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたり | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 地域福祉実践計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係 | 2 |
| 第 2 章 地域福祉の現状と課題 | 3 |
| 1 土幌町の現状 | 3 |
| 2 土幌町社会福祉協議会の現状と課題 | 7 |
| 3 アンケート調査の結果 | 8 |
| 4 第5期土幌町地域福祉実践計画の取組みの評価 | 14 |
| 第 3 章 計画の基本的な考え方 | 18 |
| 1 計画の基本理念 | 18 |
| 2 計画の基本目標 | 18 |
| 3 第6期地域福祉実践計画体系図 | 20 |
| 第 4 章 施策の展開 | 21 |
| 【基本目標 1】 共に支え合う地域づくり | 21 |
| 【基本目標 2】 安心して生活できる地域づくり | 26 |
| 【基本目標 3】 生き生きと健康で暮らせる地域づくり | 30 |
| 【基本目標 4】 安定・継続した法人経営の基礎づくり | 32 |
| 第 5 章 計画の推進 | 35 |
| 1 計画の推進体制 | 35 |
| 2 計画の周知 | 35 |
| 3 計画の進行管理と評価 | 35 |

| | |
|---------------------------|----|
| 資料編 | 36 |
| 1 町民意識調査結果報告書 | 37 |
| 2 第6期土幌町地域福祉実践計画策定までの経過 | 54 |
| 3 第6期土幌町地域福祉実践計画策定要綱 | 55 |
| 4 第6期土幌町地域福祉実践計画策定委員会設置規定 | 57 |
| 5 第6期土幌町地域副実践計画策定委員名簿 | 59 |
| 6 諮問書・答申書 | 60 |

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行や人口減少社会の到来により、世界でも類を見ない超高齢社会を迎えて、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進むとともに、ライフスタイルの変化などによって、高齢者単身世帯や地域における認知症や障がいのある方への支援、引きこもりなどによる社会からの孤立、近年頻発している災害への対応など、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題や福祉に関するニーズも増大、多様化しています。

こうした状況の中で、国においては子どもや高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために地域住民が福祉課題を自らの課題と捉え、包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制の構築を推進することとされています。

また、本年度、士幌町が「第4期士幌町地域福祉計画」を策定したことをふまえ、士幌町社会福祉協議会(以下、本会)が、地域住民の皆様をはじめ行政、福祉関係機関、団体等との連携のもとに新しい時代の地域福祉推進に向け「第6期士幌町地域福祉実践計画」を策定することとなりました。

2 地域福祉実践計画の位置づけ

1982年(昭和57年)北海道社会福祉協議会(以下「道社協」という。)は、重点方針として「地域福祉実践計画推進事業」を掲げ、1985年(昭和60年)を初年度とする5カ年計画の策定を推進し、本会も第1期の地域福祉実践計画を策定しました。

地域福祉実践計画は、地域住民と地域で社会福祉に関わる活動をしている人、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する人たちがお互いに協力して策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の活動計画です。

本会が策定する地域福祉実践計画は様々な福祉課題に対応するため、これまでの経験、実績を活かし、士幌町が策定する第4期士幌町地域福祉計画との連携を図り、地域住民や各種関係機関、団体と、連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組むこと、本会の組織、運営・経営の発展強化に取り組むこと

の大きく二つの要素の構成により第6期士幌町地域福祉実践計画を策定するものであります。

本会においては、これまで以下の通り5期にわたり計画を策定してきました。

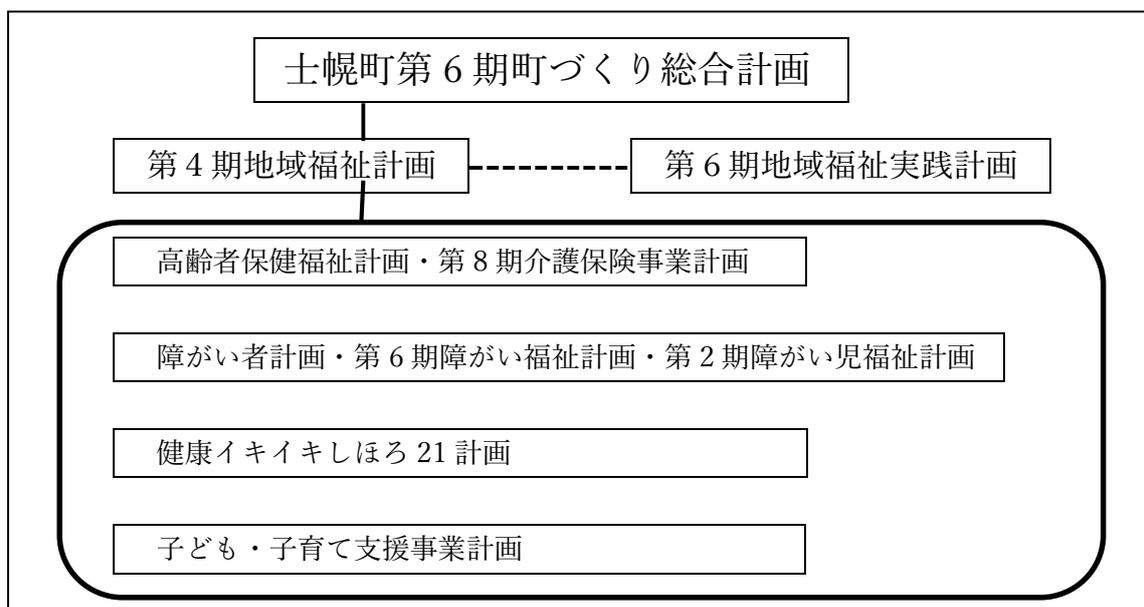
- 第1期 昭和60年4月1日～平成 2年3月31日(5カ年間)
- 第2期 平成 5年4月1日～平成15年3月31日(10カ年間)
- 第3期 平成18年4月1日～平成23年3月31日(5カ年間)
- 第4期 平成23年4月1日～平成28年3月31日(5カ年間)
- 第5期 平成28年4月1日～令和 3年3月31日(5カ年間)

3 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係

士幌町が策定する「地域福祉計画」は、本町の地域福祉推進の方向性を示す行政計画であり、一方、社協が策定する「地域福祉実践計画」は本会をはじめ、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に活動を行いながらお互いに連携し、地域での取組みを具体的に進めていく、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。



第2章 地域福祉の現状と課題

1 土幌町の現状

(1) 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、若年労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、年金、医療、福祉などの社会保障分野における負担増大をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

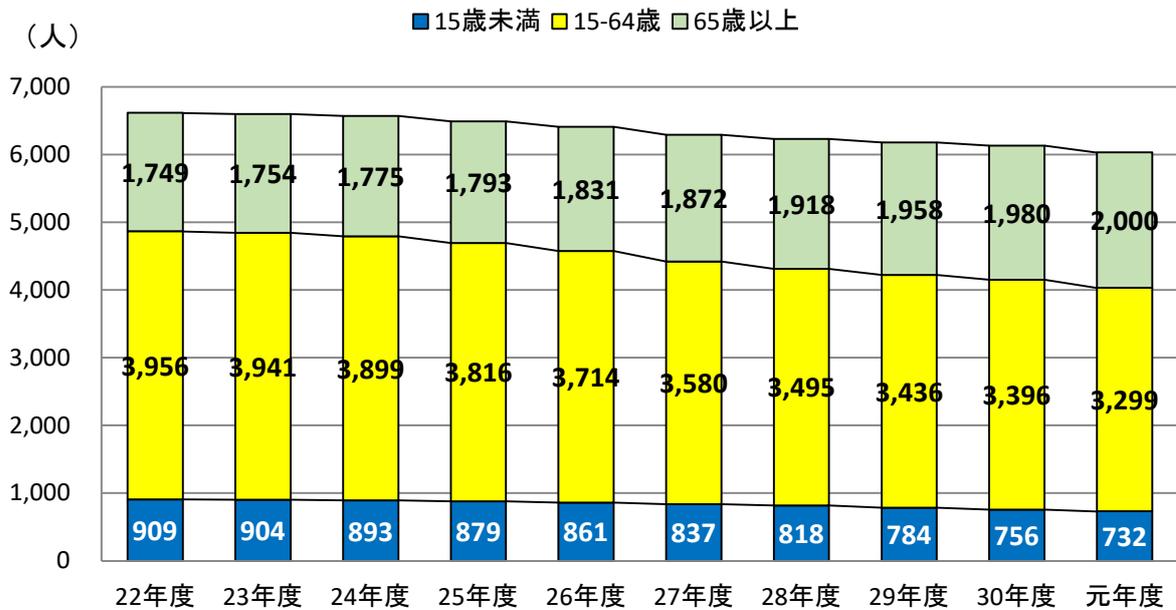
土幌町における近年の人口の動きを見てみると、総人口は一貫して減少傾向にあり令和元年度末時点で6,031人となっております(図表3)、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けており、令和元年度末では33.2%に達しています。

その反面、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合、出生数は減少傾向にあり、本町の少子高齢化率は年々上昇していることが分かります(図表4)。

人口ピラミッド(図表5)を見ると、現在人口が最も多い年齢階層は男女ともに60代後半であることが分かります。

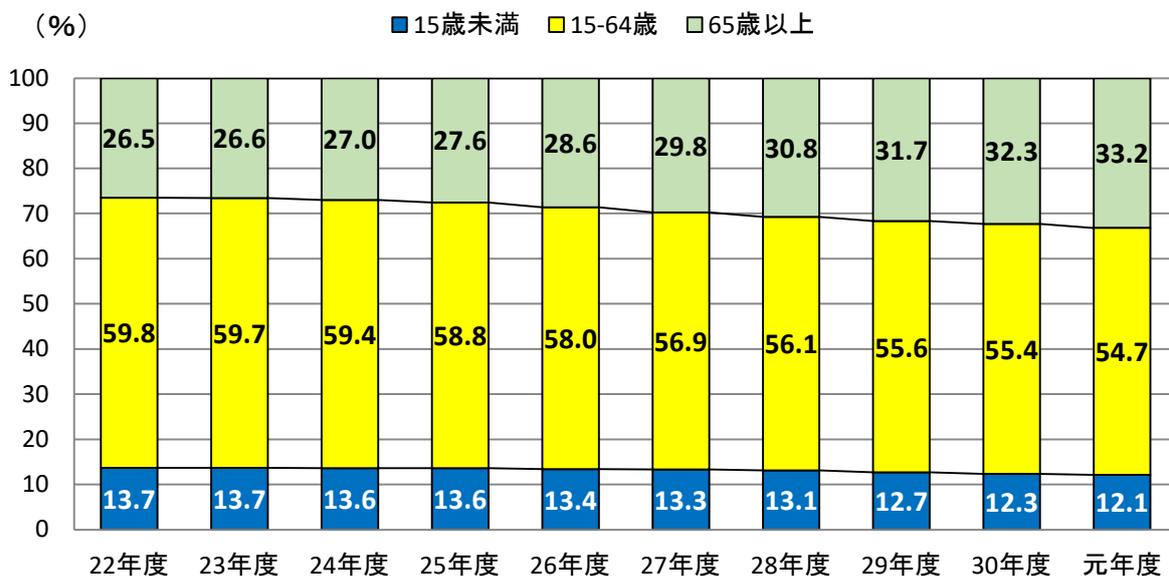
そのため、地域福祉を進めていくうえで、高齢者を支えるとともに、その人たちが社会参加しやすくなるための取組みを考えていく必要があります。

図表3 年齢3区分人口の推移



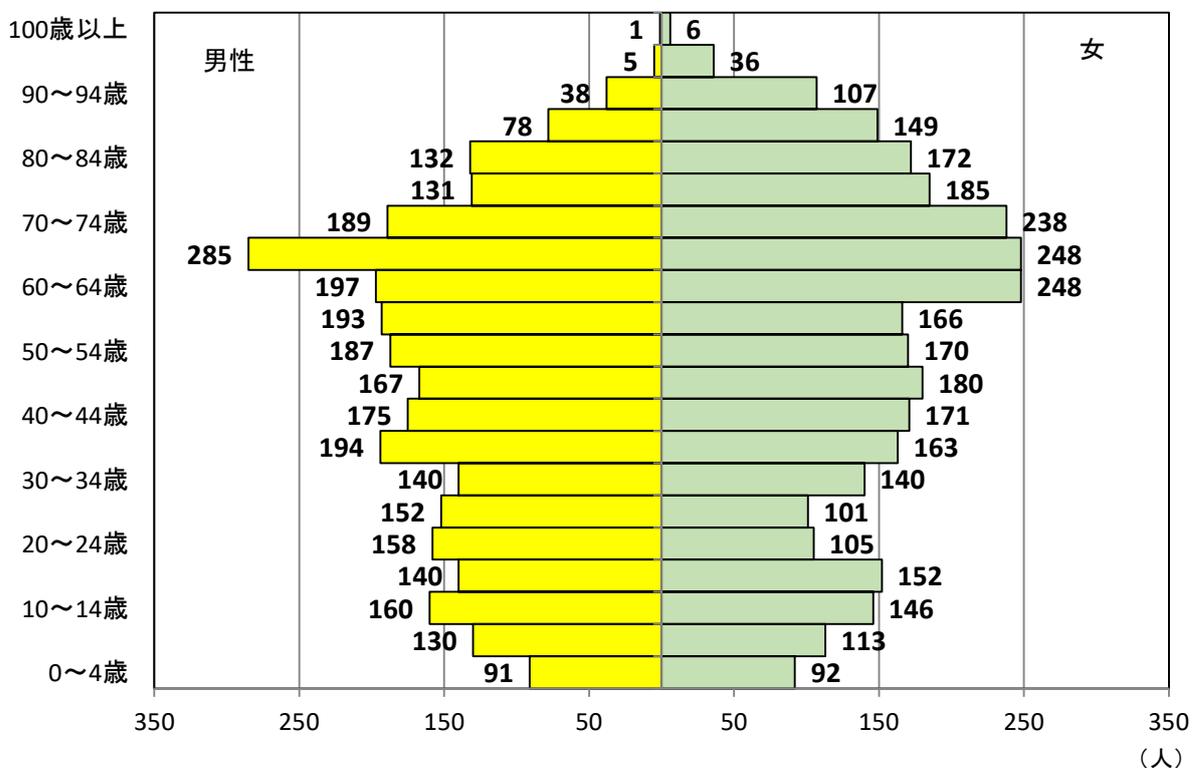
資料:住民基本台帳(各年度末)

図表 4 年齢3 区分別構成



資料:住民基本台帳(各年度末)

図表 5 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳(令和元年度末)

(2)要介護等認定者の増加

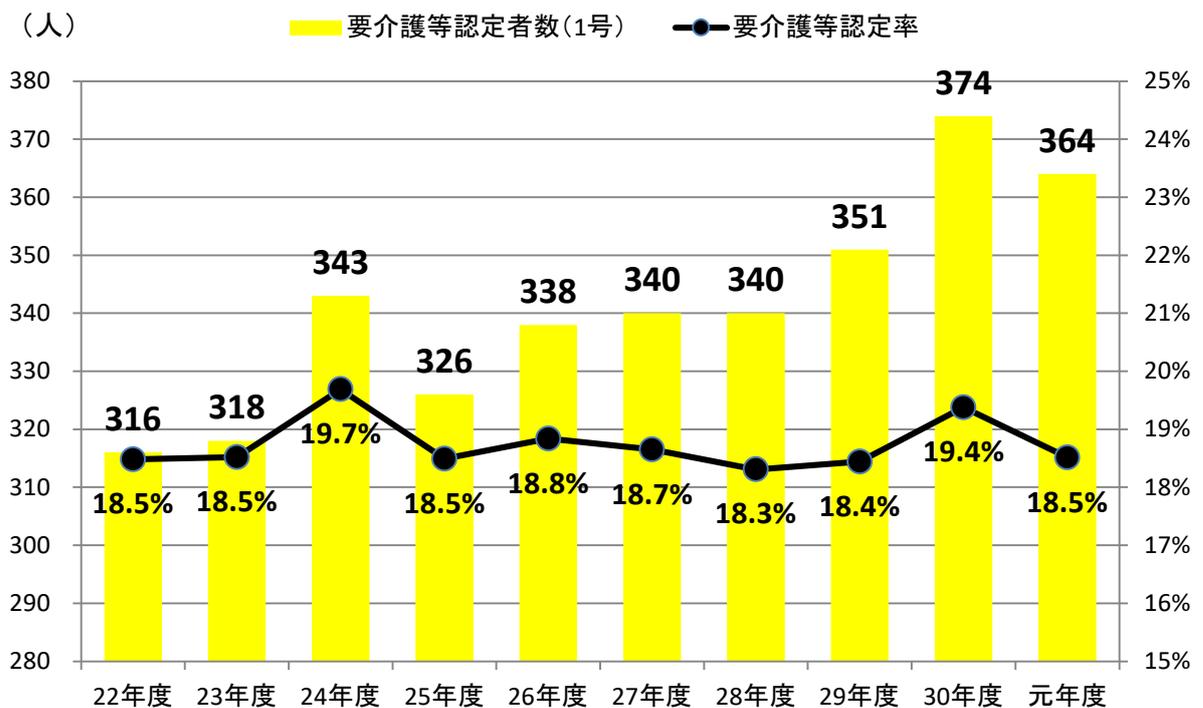
高齢化の進行に伴い、介護をはじめとする何らかの支援が必要な人が増加しています。

本町における65歳以上の要介護等認定者数は、介護保険制度が発足した平成12年以降、増加傾向にあります(図表6)。

また、要介護等認定率(第1号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合)も、概ね増加傾向にあります。

要介護等認定者数の増加に伴い、介護に負担を感じる家族も増えていると考えられます。そのため、福祉サービスの利用や地域社会とのつながりを強めることなどにより、介護者の負担軽減を図ることが必要です。

図表6 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



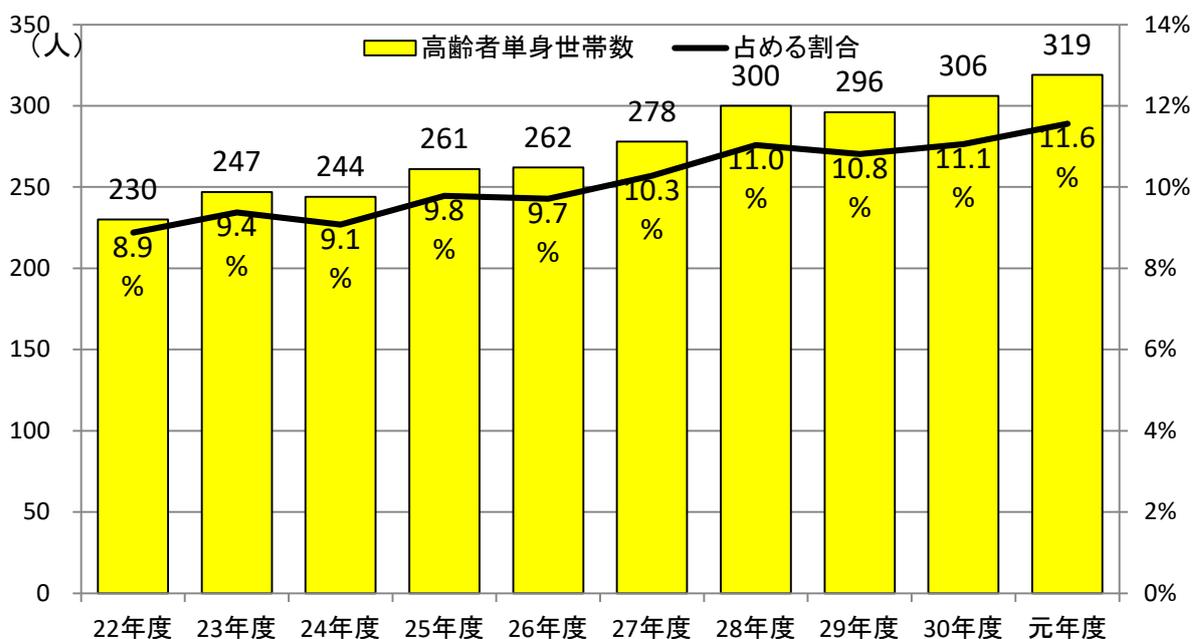
資料:行政報告書(各年度末)

(3)家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけでなく、近年では高齢者単身世帯が増える傾向にあります(図表7)。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くことにつながるため、子どもや高齢者、障がい者など、支援が必要な人を地域で見守る必要性が高まっています。

図表 7 高齢者単身世帯の推移(全世帯に占める割合)



資料:行政報告書(各年度末)

(4)生活困窮者などの増加

本町において近年の生活保護を受けている人の動向をみると、世帯数は概ね40世帯、保護率は8‰(パーミル)※1で推移しています。

令和元年度末の生活保護受給世帯数は、38世帯(47人)で保護率は7.8‰(パーミル)となっています(図表8)。

今後、高齢者の単身世帯の増加などにより、潜在的な被保護者はさらに増える可能性があります。また、世帯所得が生活保護における最低生活費に満たないにもかかわらず生活保護制度を利用していない世帯や、就労しているにもかかわらず経済的に困窮している人(いわゆるワーキングプア)※2の存在も社会問題化しており、それらの状況を把握するとともに対策を考える必要があります。

生活保護を受けている世帯の増加は、他の制度が十分に機能することである程度抑制することができると考えられます。「最後のよりどころ」としての生活保護制度にすべてを引き受けさせることのないよう、生活困窮者への自立支援対策を講じる必要があります。

図表 8 生活保護受給者数の推移

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 生活保護開始世帯数 | 5 | 4 | 5 | 2 | 1 | 4 | 1 | 2 | 6 | 3 |
| 生活保護世帯数 | 37 | 39 | 42 | 39 | 39 | 40 | 36 | 32 | 37 | 38 |
| 生活保護人員 | 54 | 52 | 56 | 53 | 53 | 51 | 48 | 44 | 48 | 47 |
| 生活保護廃止世帯数 | 6 | 2 | 2 | 5 | 1 | 3 | 5 | 6 | 1 | 2 |
| 保護率(%) | 8.1 | 8.0 | 8.6 | 8.3 | 8.3 | 8.1 | 7.8 | 7.2 | 7.9 | 7.8 |

資料：行政報告書（各年度末）

※1 パーミルとは、千分率のことを指しており、比率に×1000 をしたものを表しているのです。つまり、0.001=1パーミルとなります。

※2 ワーキングプアとは、正社員として、もしくは正社員並みに働いても、生活維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層のこと。

※土幌町作成「第4期地域福祉計画」より引用

2 土幌町社会福祉協議会の現状と課題

本会は、「地域福祉を推進する団体」として、地域住民の主体的な参加により、生活の拠点である「地域」において共に助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような、「福祉のまちづくり」の推進に取り組んでおります。

併せて本会は、地域福祉の中核的な役割を果たすうえで、地域福祉活動などの役割を担っておりますが、土幌町における団体補助金の見直しなどにより財政基盤はまだまだ不透明な環境に置かれており、今後も引き続き安定した財政基盤の確立への対応が大きな課題のひとつとして挙げられます。

また、地域共生社会の実現に向けた新たな福祉課題に対応するため、職員の資質向上や専門性のあるスタッフの養成、確保も大きな課題です。

計画策定のため土幌町と合同で実施したアンケートでは、本会の認知度について町民に浸透しているとはいえない状況であり、本会の認知度を上げるためどうすべきか、本会の果たすべき役割について、明確な活動指針や自らの存在意義を示し、その必要性について理解してもらうため、広く町民に周知していくことが必要不可欠となっております。

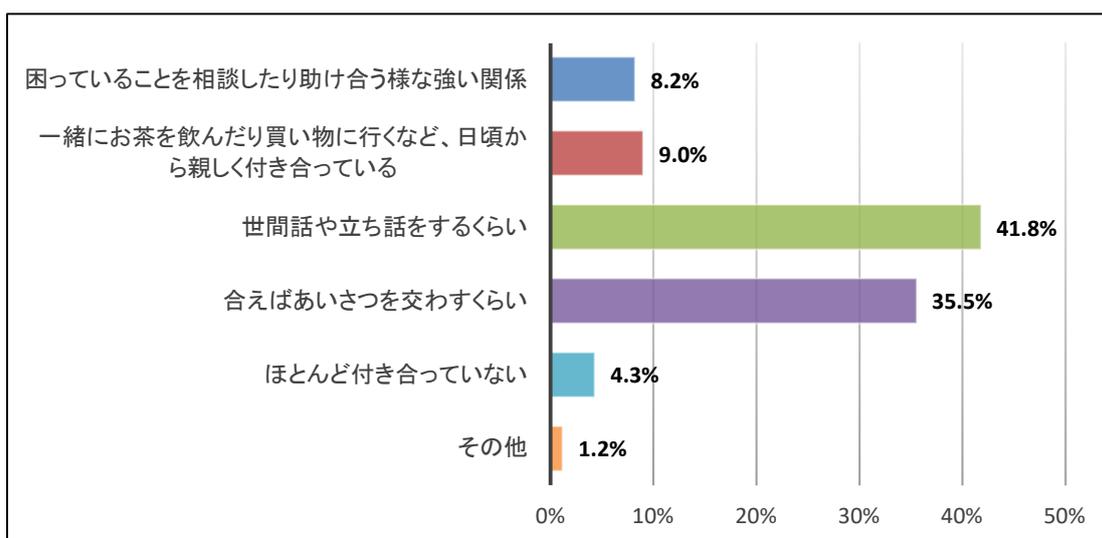
3 アンケート調査の結果

士幌町と本会では「第4期地域福祉計画」「第6期士幌町地域福祉実践計画」策定の基礎資料とすることを目的に、地域福祉に関する町民の意向、課題を吸い上げて計画に反映するためにアンケート調査を実施しました。

18歳以上の町民600名(無作為抽出)を対象に、令和2年8月に実施し、256名から回答をいただきました。(一部抜粋)

【ふだんのご近所の人との付き合い】

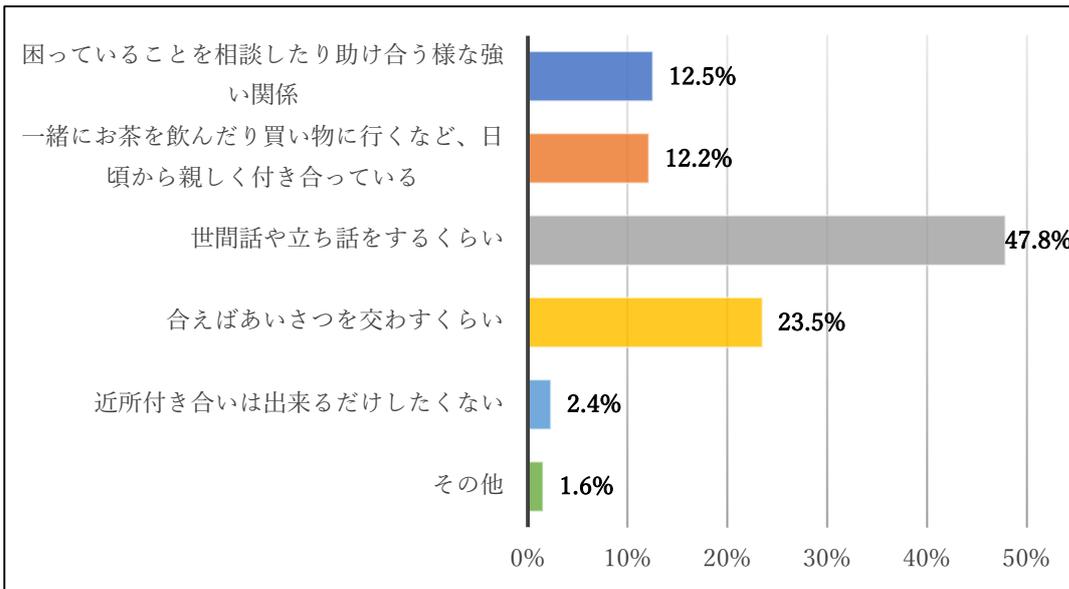
「世間話や立ち話をするくらい」の41.8%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」35.5%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」9%が続いています。「ほとんど付き合っていない」は4.3%。



【ご近所付き合いの在り方についての希望】

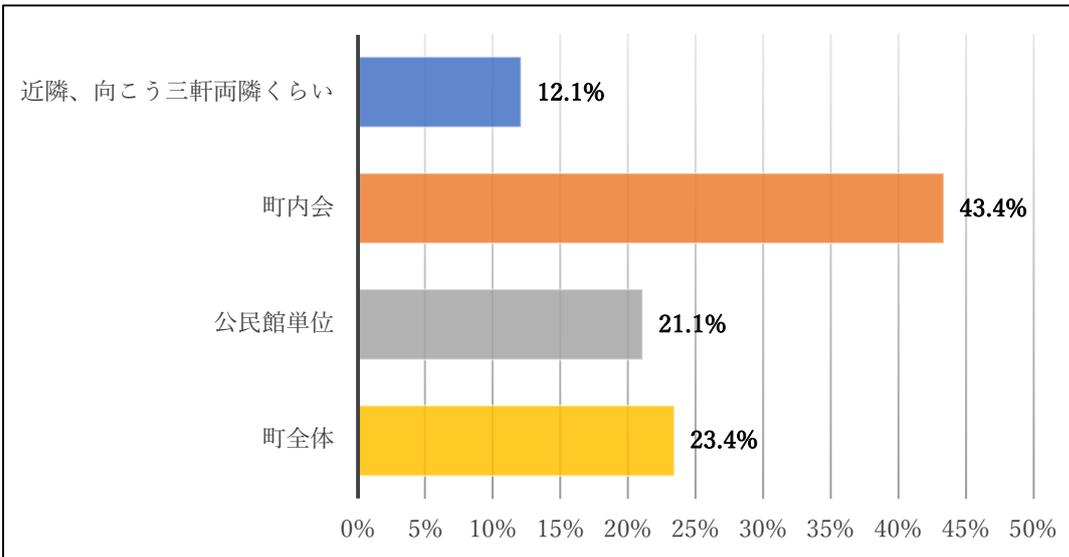
「世間話や立ち話をするくらい」の47.8%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」23.5%、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」12.5%が続いています。

ご近所付き合いについて前設問では現状、本設問では希望を聞いており、選択肢ごとに回答割合を比較すると、現状よりも希望の方が隣近所とのより強い関係を示す選択肢の割合が高くなっており、今以上の強い関係が全般的に望まれていることがうかがえます。



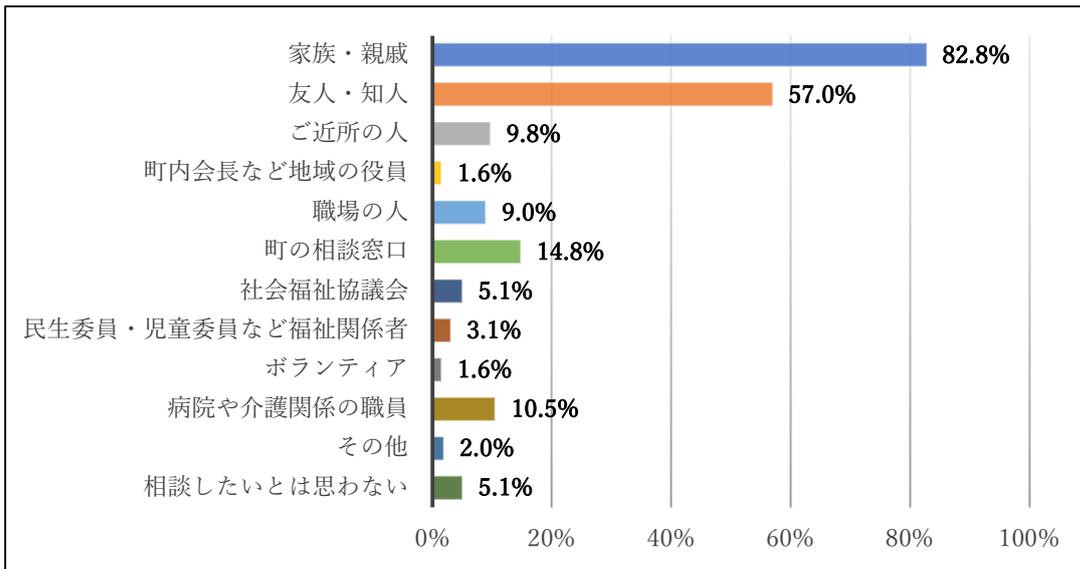
【地域の一員】として考えるときの「地域」の範囲

町内会の 43.4%が最も多く、これに「町全体」23.4%、「公民館単位」21.4%が続いています。



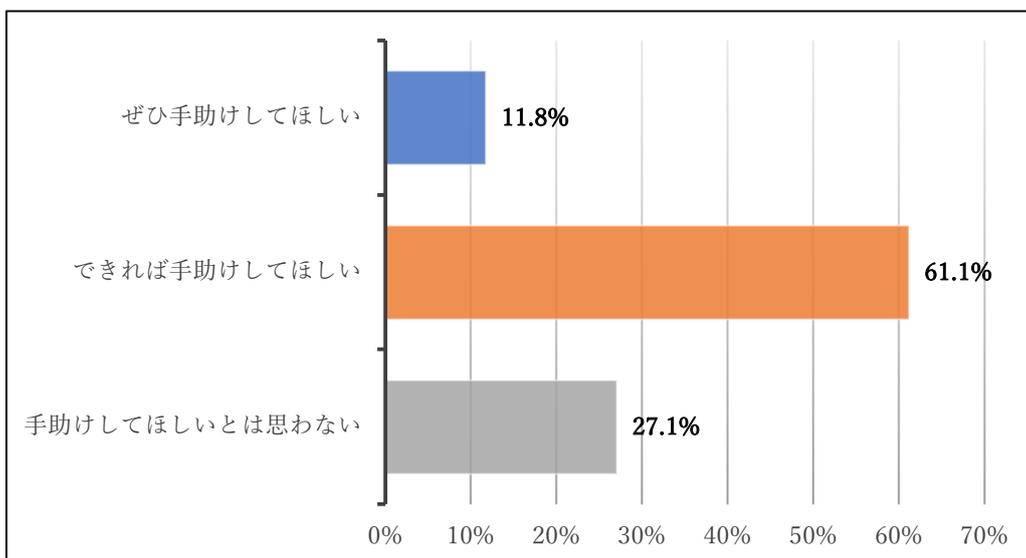
【悩みや不安を相談したいと思う相手】※複数回答

「家族・親戚」が 82.8%で最も多く、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」57.0%、「町の相談窓口」14.8%、「病院や介護関係の職員」10.5%、「ご近所の人」9.8%の順となっています。



【生活上の問題で悩んでいるとき、ご近所の人たちから手助けをうけることについて】

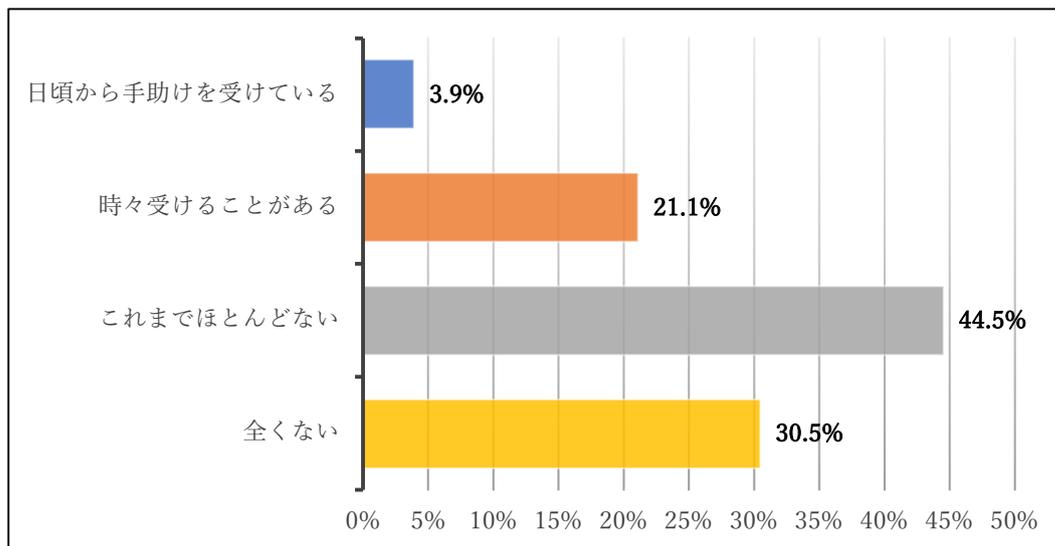
「できれば手助けしてほしい」の61.1%が最も多く、これに「手助けしてほしいとは思わない」27.1%、「ぜひ手助けしてほしい」11.8%が続いています。「できれば手助けしてほしい」と「ぜひ手助けしてほしい」を合わせた『手助けしてほしい』人の割合は72.9%を占めています。



【ご近所の人たちの手助けを受けた経験】

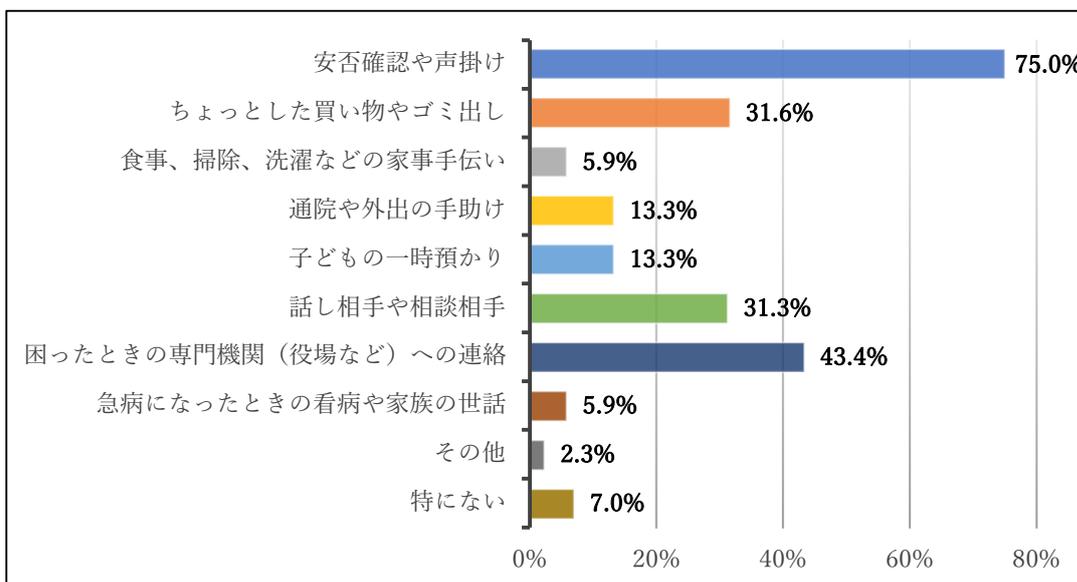
「これまでほとんどない」の 44.5%が最も多く、これに「全くない」30.5%、「ときどき受けることがある」21.1%が続いています。

「日ごろから手助けを受けている」と「時々受けることがある」を合わせた『手助けを日常的に必要なとしている人』の割合は 25.0%となっています。



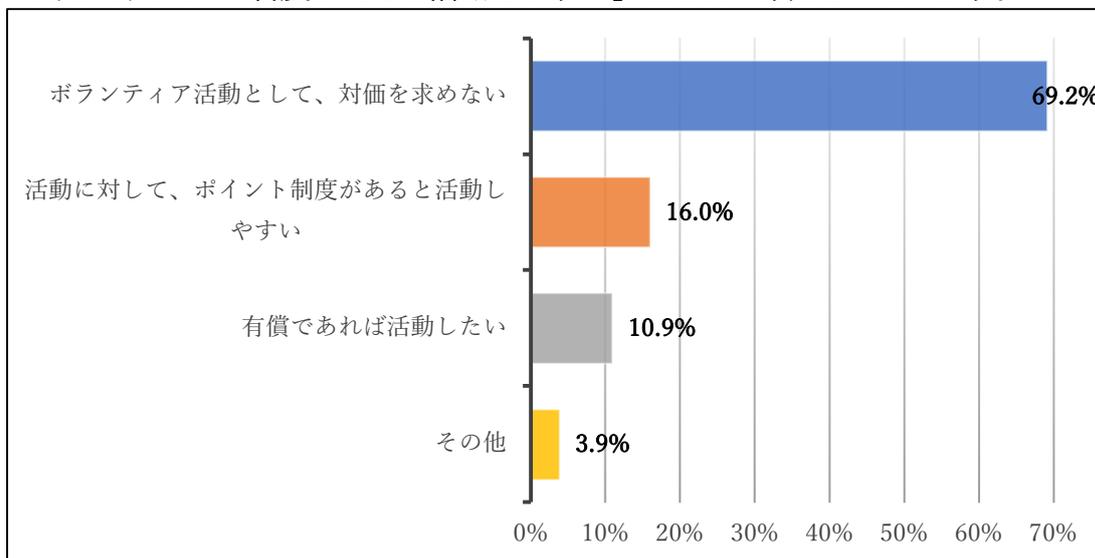
【本人とご近所が、日常生活に不自由を感じる状態になったとき、お互いに助け合えると思うもの】※複数回答

「安否確認や声掛け」が75.0%で最も多く、次に回答割合が高い方から、「困ったときの専門機関への連絡」43.4%、「ちょっとした買い物やごみ出し」31.6%、「話し相手や相談相手」31.3%、「通院や外出の手助け」「子どもの一時預かり」13.3%の順となっています。



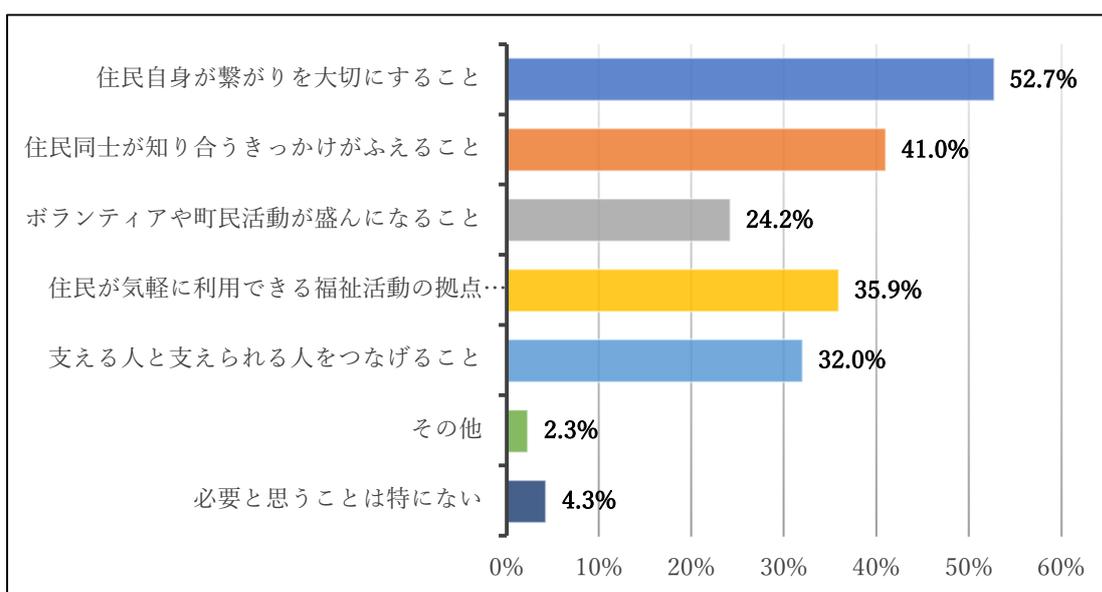
【助け合い活動を行うのに、最も近い思いは】

「ボランティア活動として、対価を求めない」が69.2%で最も多く、つぎに「活動に対して、ポイント制度があると活動しやすい」16.0%の順となっています。



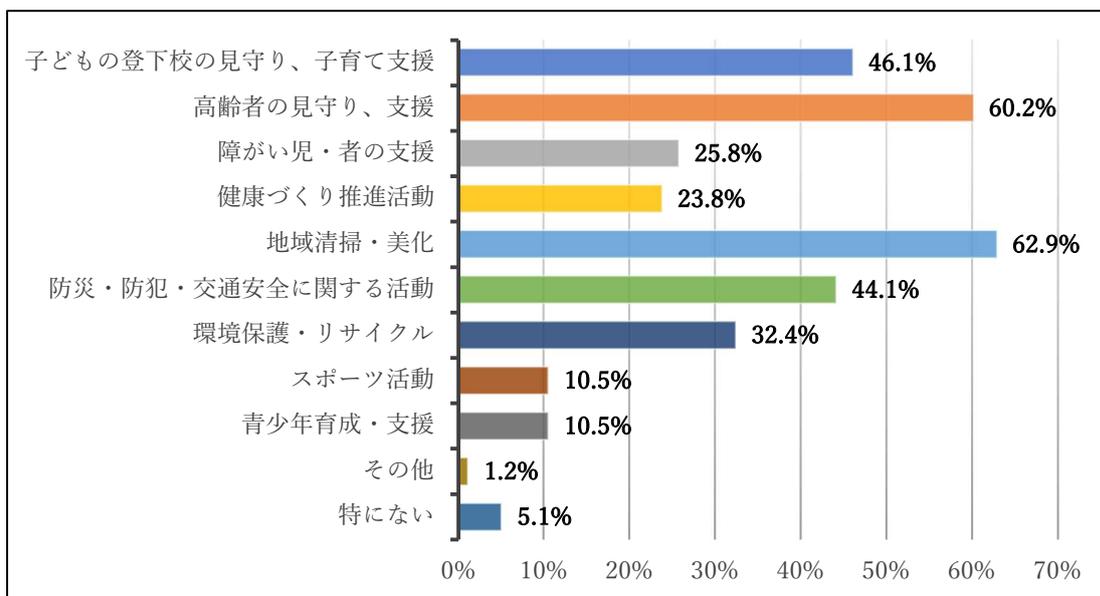
【地域住民が支え合うために必要なこと】※複数回答

「住民自身がつながりを大切にすること」が52.7%で最も多く、以下、回答者が高い方から「住民同士が知り合うきっかけが増えること」41.0%、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点」35.9%、「支える人と支えられる人をつなげること」32.0%、「ボランティアや町民活動が盛んになること」24.2%の順となっています。



【地域の人たちで協力して取り組んでいくことが必要なこと】※複数回答

「地域清掃・美化」が 62.9%で最も多く、これに「高齢者の見守り、支援」60.2%、「子どもの登下校の見守り、子育て支援」46.1%、「防災・防犯・交通安全に関する活動」44.1%の順となっています。



◆まとめ

お互いに助け合えると思うものとして、安否確認や声かけ、話し相手、ちょっとした買い物やゴミ出しなどの回答が多く、それに対して、手助けした経験はこれまでほとんどないが半数となっています。また、多くの住民が地域(町内会)で何らかの地域活動に参加しており、そのうち地域清掃・美化活動に参加している方が 62.9%を占めています。このような結果から、清掃活動など、既存の地域活動をきっかけとして独居老人宅の安否確認や声かけ、話し相手など地域福祉活動を展開していくこともひとつの方法ではないかと考えられます。

このアンケートの結果を踏まえ、「全ての町民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち しほろ」となるよう、第6期地域福祉実践計画を作成します。

4 第5期土幌町地域福祉実践計画の取組みの評価

※進捗状況 ◎令和元年度実施済 ○令和2年度実施済又は予定 △検討段階

| 基本計画/ | 実践事業 | 進捗状況 | 説明及び事業の評価 |
|-------------------|------------------|------|--|
| ①つながりを育むひとづくり | | | |
| 地域福祉活動の周知啓発を行います。 | 社協ホームページの充実 | ◎ | 地域福祉活動を推進する各種事業の取組みについて広く住民に情報発信を行うため、ホームページの充実を図ります。 |
| | SNS「フェイスブック等」の活用 | △ | 若い世代への情報発信手段としてフェイスブック等の活用について検討中です。 |
| 地域活動者の発掘を行います。 | 社協だよりの発行 | ◎ | 住民主体の福祉のまちづくりを目指すため、地域福祉活動を広く住民に周知し、社協事業をはじめとする福祉情報のPRと地域活動への参加呼びかけを行なうことを目的に年3回「ふくしの心」を発行しています。 |
| | ボランティア情報の発行 | ◎ | ボランティア活動の普及啓発を目的に、ボランティア情報誌を毎月発行しています。 |
| | 共同募金運動の充実強化 | ◎ | 地域福祉・社会福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした募金運動を推進・協力をしています。 |
| 各種ボランティアの養成を行います。 | 各種ボランティア養成講座の実施 | ◎ | 住民の意識向上、活動推進のための研修を開催し、幅広い年代が福祉に触れる機会を作ることで各分野への理解とボランティア活動促進を図ります。 |
| | ボランティアセンターの運営 | ◎ | ボランティア活動及びボランティアグループの育成、各種行事へのボランティア派遣の連絡調整などボランティアセンターを設置運営しています。 |

| | | | |
|--|--------------------|---|---|
| 地域ふれあい広場を開催します。 | 地域ふれあいひろばの開催 | ◎ | 全ての住民が住みやすい福祉豊かなまちづくりとなるよう、住民手作りのひろばを開催しています。 |
| ②みんなで支えあう地域づくり | | | |
| 小地域ネットワーク活動の推進を図ります。 | ふれあい・いきいきサロン活動の推進 | ◎ | <p>地域住民自身による高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくり・介護予防のための場づくりを支援し持続的な活動となるよう積極的に推進しています。</p> <p>また、各サロンの交流会等を開催し活動内容の共有や運営方法など情報交換を行っています。</p> <p>その他、各サロンや子ども会などの住民グループ・団体に無料でレクリエーション用品の貸出を行っています。</p> |
| 地域組織活動の推進を図ります。 | ふまねっとしほろの活動支援 | ◎ | 住民の健康づくり、介護予防、認知症予防、仲間づくりを目的とした「ふまねっとしほろ」の活動を支援しています。 |
| | ガンバルーン運動の推進 | ◎ | 参加者の、介護予防と認知症予防及び仲間づくりを目的とした「ガンバルーン運動」の活動を支援しています。 |
| ボランティア活動を支援します。 災害時における円滑な支援活動の推進します。 | 独居老人お楽しみ昼食会の開催 | ◎ | ボランティア団体 4 団体の協力により、日常的に人との交流が不足がちな一人暮らしの高齢者に対し、交流とふれあいを目的に昼食会を年 4 回実施しています。 |
| | 配達給食サービス事業の推進 | ◎ | 食事の確保が困難な高齢者や障がい者の方に対し、ボランティアの協力によりバランスのとれた夕食を提供し、食生活の向上と安否の確認を行います。 |
| | 住民参加型在宅福祉サービスの開発運営 | ◎ | 有償ボランティアによる生活支援サービス、日常生活支援「たすけ愛」事業を立ち上げ、生活支援のニーズを持つ高齢者等を住民同士で支え合う仕組みを推進しています。 |

| | | | |
|-------------------------|-------------------|---|---------------------------------------|
| 災害時における円滑な支援活動を推進します。 | 災害ボランティア活動推進事業の実施 | ◎ | 北海道胆振東部地震、H28 台風 10 号災害に係る職員を派遣しています。 |
| 災害時におけるボランティアの体制を整備します。 | | △ | 災害ボランティアセンター設置マニュアルについて作成を検討中です。 |

③生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

| | | | |
|------------------------------|---------------------|---|--|
| 相談支援及び関係機関との連携を図ります。 | 心配ごと相談事業の実施 | ◎ | 生活上の様々な相談に応じ、心配ごとの解決に向けた支援を行います。 |
| 日常生活自立支援事業の充実を図ります。 | 日常生活自立支援事業の実施 | ◎ | 判断能力が不十分で日常生活に不安のある高齢者や障がい者等に対し、地域で自立した生活がおくれるよう福祉サービスの利用や金銭管理等を支援します。 |
| 成年後見制度における後見実施機関の受託・運営を行います。 | 法人後見事業の実施 | ◎ | 判断能力不十分な人たちの財産管理や身上監護について、法人として成年後見人を受任しています。後見実施機関の受任については、行政との役割分担等もあり、現状のまま対応し後見業務を実施します。 |
| 生活サポートセンターを運営します。 | あんしん生活サポートセンターの受託運営 | △ | 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等を行う相談機関として実施主体は市町村の事業となり、本会は受託機関となります。いつでも受託できる準備を整え実績を積んでいます。 |

④生活困窮者への自立支援

| | | | |
|-------------------------|----------------|---|--|
| 生活福祉資金及び応急生活資金の周知を図ります。 | 生活福祉資金の貸付け | ◎ | 他からの貸付を受けることができない低所得者や高齢者、障がい者の世帯に対し、生活の安定を目指すため、資金の貸付を行います。 |
| | 応急生活資金の貸付け | ◎ | 病気や怪我などにより一時的に収入が減少したときの生活資金の貸付を行います。 |
| 相談機能の充実を図ります。 | 専門機関とのネットワーク強化 | ◎ | 生活上の様々な相談に応じ、心配ごとの解決に向けた支援を行います。 |

| | | | |
|---------------------------------|-------------------|---|---|
| 関係団体との連携を推進します。 | 士幌町高齢者生きがい事業団との連携 | ◎ | 高齢の生活困窮者に対して、相談・就職支援を行うなど、高齢者生きがい事業団と連携し、その人に合った自立を促進します。 |
| ⑤地域包括ケアシステムの構築 | | | |
| 避難行動要支援者情報の把握と情報の適正管理に努めます。 | 若葉公営住宅入居者見守り事業 | ◎ | 見守り付き公営住宅の入居者に対し、安否の確認、相談対応等、日常生活の支援を図ります。 |
| | 救急医療情報キットの設置 | ◎ | 万一の救急時に備え、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも…」のときに、その情報を救急医療にいかします。また、備え付けの用紙を避難行動要支援者台帳として利用します。 |
| 地域住民による支え合い・見守り活動の充実に努めます。 | 見守りネットワーク事業の推進 | ◎ | 地域の避難行動要支援者個人毎に対応した緊急連絡体制を整備しています。 |
| 各地区の課題の把握・共有と解決策の検討に努めます。 | 生活支援コーディネーターの受託 | ◎ | 介護保険制度改正など新たな制度への対応や住民の権利擁護など複合的な生活課題に対応する助け合い活動事業創出や仕組みづくりについて検討します。 |
| 行政や専門機関との連携による解決を図ります。 (協議体) | | ◎ | 地域住民一人ひとりが抱える多様な生活課題を受け止め、行政や専門機関・地域住民との連携のもと、解決に向けた支援を行っています。 |

その他の実施事業

- 福祉運送事業 :在宅で公共交通機関の利用困難な車いす利用者の通院等実施。
- 福祉車両の貸出事業 :車いす利用者の通院・冠婚葬祭・一時帰宅・行政機関の手続き等、ご家族やボランティアの方に福祉車両を一時的にお貸しします。
- 団体活動支援 :老人クラブ連合会／身体障害者士幌町分会/士幌町遺族会
士幌町共同募金委員会

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき地域福祉を推進します。

地域共生社会の実現は、制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的課題や制度の隙間の課題、社会的な孤立への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの諸課題に対応するため「公的支援」と「地域づくり」の仕組み、双方の転換を目指すものです。

**全ての町民が共に支え合い、安心して、
生き生きと暮らせるまち しほろ**

なお、この基本理念は、土幌町の「第4期土幌町地域福祉計画」と連携を図りながら取り組みを進めるため同じくしています。

2 計画の基本目標

計画の基本理念の実現を目指すため、次の4つの基本目標を設定します。

【基本目標 1】 共に支え合う地域づくり

全ての町民が地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動を支える拠点づくりや、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

- (1)地域活動を支える拠点づくり
- (2)地域福祉を担う人材の育成・確保
- (3)地域福祉活動の推進

【基本目標 2】安心して生活できる地域づくり

支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実やさまざまな関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

- (1)相談支援と福祉サービスの適切な利用促進
- (2)包括的な連携体制の確立
- (3)権利擁護の推進

【基本目標 3】生き生きと健康で暮らせる地域づくり

町民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが支え合う地域環境の整備や、主体的な健康づくり、介護予防の推進などに取り組みます。

- (1)誰もが支え合う地域環境の整備
- (2)健康づくりや介護予防の推進

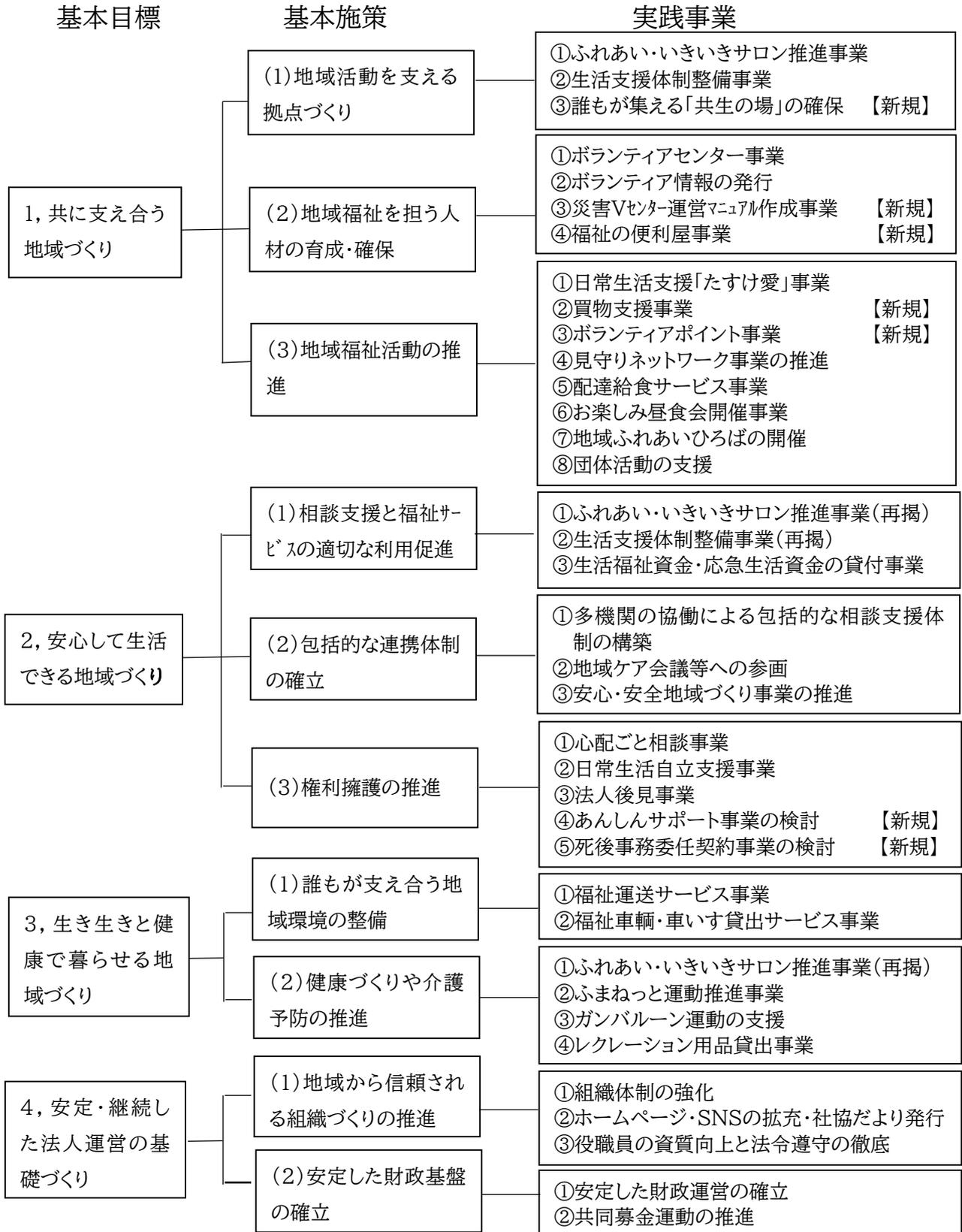
【基本目標 4】安定・継続した法人運営の基礎づくり

行政や関係機関・団体との連携を深め、組織運営を強化し、安定・継続した法人運営の基礎づくりに取り組みます。

- (1)地域から信頼される組織づくりの推進
- (2)安定した財政基盤の確立

3 第6期地域福祉実践計画体系図

全ての町民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち しほろ



第4章 施策の展開

【基本目標 1】 共に支え合う地域づくり

基本施策(1)地域活動を支える拠点づくり

地域住民や行政、福祉関係者等が協働し、地域の活動を推進するため、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを支援します。

【課題認識】

- 地域のつながりの再構築
- 地域の誰もが気軽に集い、交流できる居場所づくり
- 公民館など地区単位の活動の促進
- 地域住民が主体的に取り組む活動の推進

【実践事業】

①ふれあい・いきいきサロン推進事業[1-(1)-①]

住民同士が、気軽に集い、一緒になって交流するサロンは、「歩いて通う」、「心が通う」、「情報が通う」、「意識が通う」地域の『憩いの場』としてこれまで以上に推進します。

また、各ふれあい・いきいきサロンが持続的に活動できるよう支援し、高齢者だけでなく、様々な世代の誰もが気軽に参加し交流することにつながりを深め、仲間づくりや生きがいづくり、さらには困りごとや心配ごとの早期発見と解決に繋がる「地域福祉の拠点」となるよう推進します。

②生活支援体制整備事業[1-(1)-②]

地域におけるさまざまな生活課題を受け止め、解決に向けたしくみづくりや支援体制を推進していくため、生活支援コーディネーターが中心となって関係機関や専門職、生活支援サービスを担うさまざまな事業主体や地域住民、ボランティア等との連携や調整等のコーディネート機能と役割を果たし、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ってまいります。

③誰もが集える「共生の場」の確保[1-(1)-③]

【新規】

本町は人口減少とともに高齢化が進み、外出が困難な高齢者の増加や核家族化の進行により世代間の交流が減少するなど、今後、地域のつながり

【課題認識】

- 地域福祉活動の担い手の確保
- 地域福祉に関する意識の醸成

【実践事業】

①ボランティアセンター事業〔1-(2)-①〕

ボランティアセンターの運営やボランティア養成講座、子どもを対象とした福祉教育など、本会のボランティア事業全般を通して、人材の育成・確保に取り組みます。

②ボランティア情報の発行〔1-(2)-②〕

毎月のサロンカレンダー、各地区ふれあいサロンの様子、ボランティアの募集、活動報告など毎月発行します。

③災害Vセンター運営マニュアル作成事業〔1-(2)-③〕 【新規】

近年、各地で発生している地震・豪雨等の災害時において、被災地内外から多数のボランティアが活動しており、被災者・被災地の復興支援において重要な役割を果たしています。

土幌町においても、土幌町地域防災計画で、災害発生時の被災者支援においてボランティアの協力が重要であることが明記されており、災害発生時、行政や関係機関・団体等と協力しながら被災者支援のためのボランティア活動を円滑・効果的に展開することを目的に作成します。

④福祉の便利屋事業〔1-(2)-④〕 【新規】

豊かな知識や経験、技術をボランティアとして地域に役立てたいと考える方々に登録していただき、必要としている方々に橋渡しを行います。

◆年次計画(目標値)◆

| 事業名(主な取組み) | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ボランティアセンター事業 | ▶ | | | | |
| ボランティア情報の発行 | ▶ | | | | |
| 災害Vセンター運営マニュアル作成事業 | 検討 | ▶ | | | |
| 福祉の便利屋事業 | 検討 | 準備 | ▶ | | |

基本施策(3)地域福祉活動の推進

民生児童委員協議会、老人クラブ連合会等の関係団体や地域における見守り活動等を通じて、地域のつながりを強めるとともに、住民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりや、住民同士の「たすけ愛」活動を通じて地域福祉活動を推進します。

【課題認識】

- 地域のつながりの再構築による地域力の強化
- 地域住民主体の介護予防や支え合い活動の創出
- 気軽に地域活動に参加できる環境の整備
- 地域活動の把握と対応

【実践事業】

①日常生活支援「たすけ愛」事業〔1-(3)-①〕

住民参加型による有償の日常生活支援サービス「たすけ愛」について、広く住民に周知するとともに、協力会員(たすけ愛サポーター)として活動することができる地域住民を発掘、育成を行い事業推進します。

②買物支援事業〔1-(3)-②〕

【新規】

買物弱者に対し、住民同士の支え合いによる、買物支援事業を検討、実施します。

買物弱者を店まで送迎する、買物代行を行う等、「たすけ愛」事業との連携も視野に、より良いサービスを開発します。

③ボランティアポイント事業〔1-(3)-③〕

【新規】

日常生活支援「たすけ愛」事業等に属さない、無償のボランティア活動を対象とする、ポイント制度の検討、実施します。

④見守りネットワーク事業の推進〔1-(3)-④〕

救急医療情報キットの設置・更新時に、日常の見守り、声かけ、安否確認を基本とした、住民同士の助け合い活動をPRし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

欲の助長のため、必要な資金の貸付を実施します

●応急生活資金貸付事業

生活困窮者に対し一時的に緊急を要する生活資金の貸付を行います

◆年次計画(目標値)◆

| 事業名(主な取組み) | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|-------------------------|--|-----|-----|-----|-----|
| 生活福祉資金・ 応急生活資金の貸付け事業 |  | | | | |

基本施策(2)包括的な連携体制の確立

複合的で複雑な課題を抱える人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して総合的に支援する体制づくりに連携・協力します。

【課題認識】

- 地域住民や多職種連携による支援体制の充実
- 個別課題解決、地域課題把握に向けた取組の推進
- 地域包括支援ネットワークの構築

【実践事業】

①多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築〔2-(2)-①〕

地域住民等が身近な相談窓口気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野をまたぐ課題についても地域包括支援センターや各窓口の連携によって、適切な支援につながるよう体制の強化を図ります。

②地域ケア会議等への参画〔2-(2)-②〕

本会の各種事業を通して把握した高齢者の生活状況や地域資源、住民の身近な助け合いやボランティア活動等を地域ケア会議等への参画により関係機関や他の専門職等と情報共有し、役割分担やネットワークの構築により、高齢者が抱える生活課題の解決と支援の充実に努めるとともに、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

【課題認識】

- 権利擁護体制の強化
- 成年後見制度に係る相談対応・支援
- 日常生活自立支援員・後見支援員の確保とフォローアップ研修の充実
- 成年後見制度の周知啓発・利用促進

【実践事業】

①心配ごと相談事業〔2-(3)-①〕

日常生活を営むうえで抱える悩み事について、年間を通じて各種福祉相談を受け付け、適切な助言・援助を行うとともに、相談内容によっては各関係機関とも連携を図り、心配ごとの解決に努めます。

②日常生活自立支援事業〔2-(3)-②〕

高齢や障がいなどにより適切な判断を行うことが不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を通して、地域において自立した生活を送ることができるよう支援を実施します。

③法人後見事業〔2-(3)-③〕

成年後見は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方本人に代わって、家庭裁判所で選任された後見人等が金銭管理や契約行為等の手続きに関する支援を行う事業です。本会は「日常生活自立支援事業」で培った経験やノウハウがあり、また公共性や組織の継続性も高いことから、社会福祉法人として成年後見事業の後見人等の業務を行う「法人後見」に取り組み、認知症や障がいがあっても地域で安心した生活を送ることができるよう支援を実施します。

④あんしんサポート事業(仮称)の検討〔2-(3)-④〕

【新規】

町内に在住する高齢者や身体障がい者等で、判断能力に問題はないが、本人または親族による適切な金銭管理ができない状態の方に対し、福祉サービスの利用援助や利用料の支払、金融機関の入出金等、日常生活を営む上で必要な金銭面での管理や行為を援助し、自立した地域生活に向けたサポートを行う事業を検討・実施します。

⑤死後事務委任契約事業(仮称)の検討〔2-(3)-⑤〕

【新規】

身寄りのない、または、親族等がいても関係が疎遠な高齢者に対し、本人の判断能力が著しく低下するなど、医療行為の判断ができない場合に備

②ふまねっとしほろ活動支援〔3-(2)-②〕

高齢者の社会参加や役割づくりを図りながら介護予防につながるという視点から介護予防・日常生活支援総合事業(通称:総合事業)に取り組んでいる、ふまねっとしほろの活動を支援します。

③ガンバルーン運動の支援〔3-(2)-③〕

高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防を目的として開発されたガンバルーン体操やゲームを行うグループに対し、活動を支援します。

④レクリエーション用品貸出事業〔3-(2)-④〕

地域のサロンや介護予防に取り組むグループ・個人に対して介護予防グッズやレクリエーション用品を貸し出し、住民主体の活動を支援します。

◆年次計画(目標値)◆

| 事業名(主な取組み) | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ふまねっとしほろ活動支援 | → | | | | |
| ガンバルーン運動の支援 | → | | | | |
| レクリエーション用品貸出事業 | → | | | | |

【基本目標 4】 安定・継続した法人運営の基礎づくり

基本施策(1)地域から信頼される組織づくりの推進

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域福祉活動への住民参加の促進や活動支援、ボランティアや福祉人材の育成、団体とのネットワークの構築、福祉課題の解決に向けた事業の実施など、多岐にわたる活動が期待されています。今後もより一層の活動を進めていくには、住民参加による福祉活動と支援関係機関をはじめとする各種関係団体との連携、協力が必要

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を推進していくため、土幌町をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、福祉施設、民生児童委員協議会など多くの関係機関・団体と連携・協働しながら計画的に地域福祉を推進します。

2 計画の周知

本計画を町民に広く周知し、本会事業の理解促進を図るために、本会ホームページ等で計画を公表します。

3 計画の進行管理と評価

地域福祉実践計画を実効性のあるものとして推進していくため、本会内の推進体制を整備し、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握し、評価するなど適切な進行管理を行っていきます。

資 料 編

士幌町第4期地域福祉計画・士幌町第6期地域福祉
実践計画策定に係る町民意識調査結果報告書

令和3年3月

士幌町・士幌町社会福祉協議会

目 次

I 調査の概要

- 1. 調査設計..... 3 9
- 2. 回答者の属性..... 4 0

II 調査結果

- 1. ご近所との関わり方について..... 4 2
- 2. 地域の中での助け合いについて..... 4 4
- 3. 地域活動について..... 5 0
- 4. 生活に困っている方への支援について..... 5 1
- 5. ご意見・要望..... 5 2

I 調査の概要

1. 調査設計

(1) 目的

士幌町・士幌町社会福祉協議会では、地域福祉を推進していく上で、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助の意識醸成を図りながら、継続的な福祉施策を展開していくため「士幌町地域福祉計画」「士幌町地域福祉実践計画」を策定しています。

令和3年度からの「第4期士幌町地域福祉計画」「第6期士幌町地域福祉実践計画」を策定するにあたり、地域福祉に関し町民の意向、課題を計画に反映させていくことを目的にアンケート調査を実施します。

(2) 調査項目

- ① ご近所との関わり方について
- ② 地域の中での助け合いについて
- ③ 地域活動について
- ④ 生活に困っている方への支援について
- ⑤ あなた自身のことについて

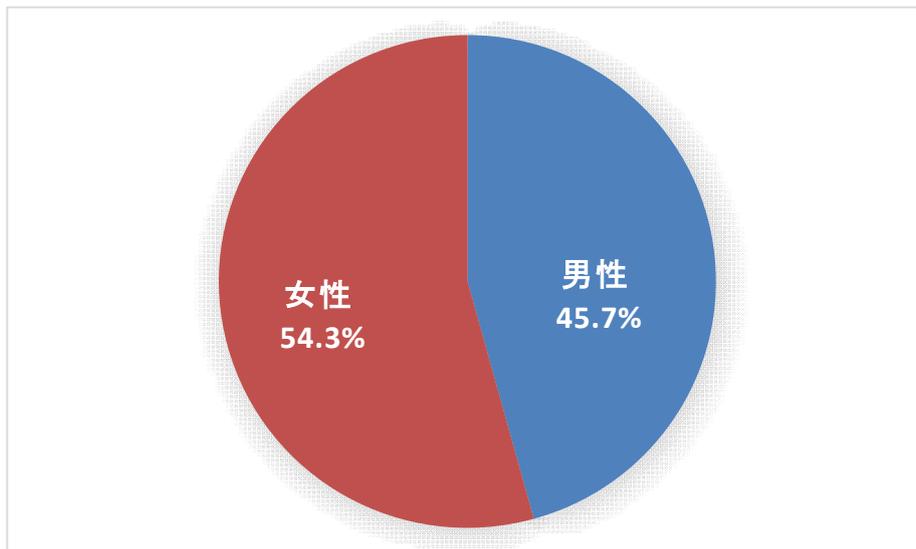
(3) 調査仕様

- ① 調査対象：18歳以上の町民
- ② 対象サンプル数：無作為抽出による600名
- ③ 調査方法：郵送による送付・回収
- ④ 調査期間：令和2年8月13日～令和2年9月4日
- ⑤ 有効回収数：256件（有効回収率42.7%）

2. 回答者の属性

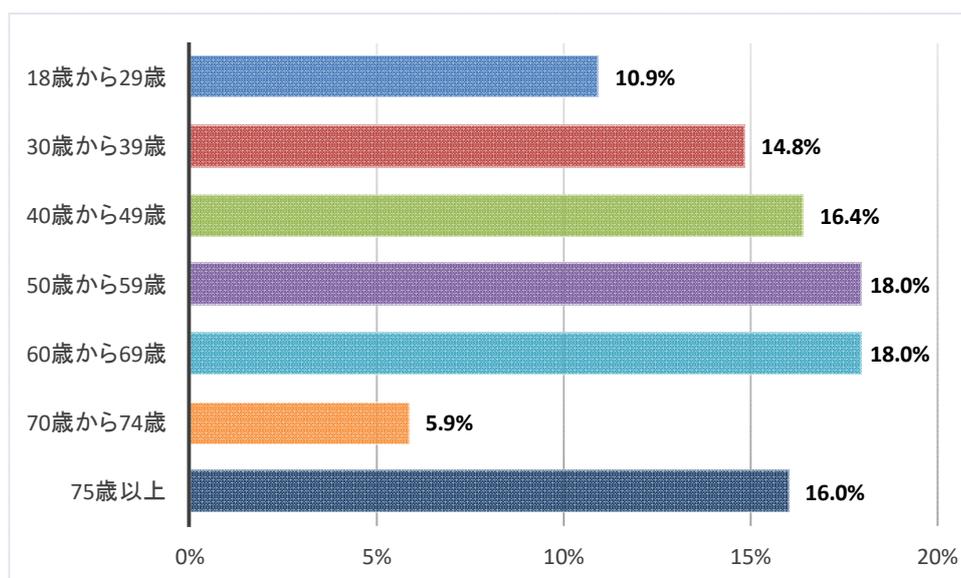
(1) 性別【問 20】

「男性」が 45.7%、「女性」が 54.3%で、「女性」の割合が高くなっています。



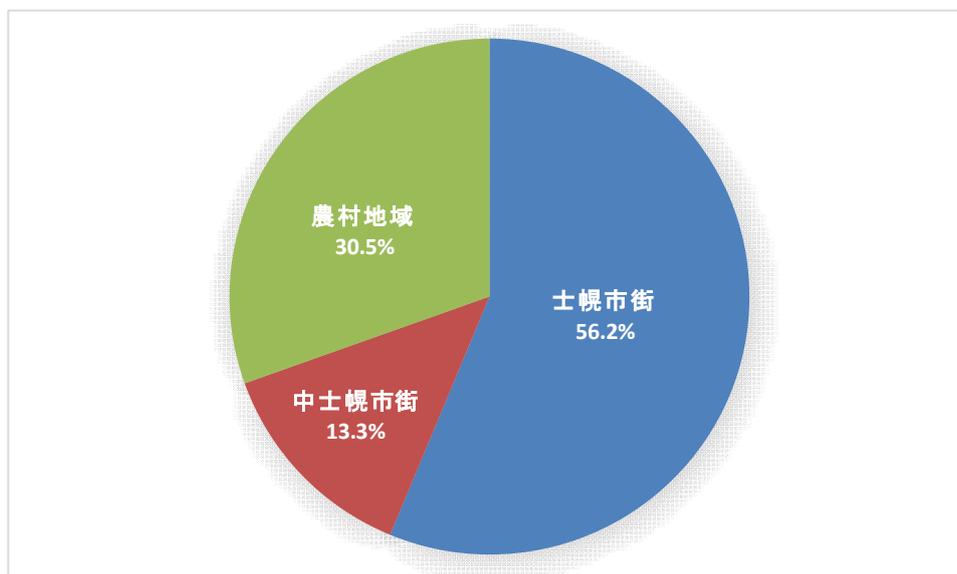
(2) 年齢【問 21】

構成比が高い方から「50歳～59歳」「60歳から69歳」(18.0%)、「40歳～49歳」(16.4%)、「75歳以上」(16.0%)、「30歳～39歳」(14.8%)、「18歳から29歳」(10.9%)、「70歳から74歳」(5.9%)の順となっています。



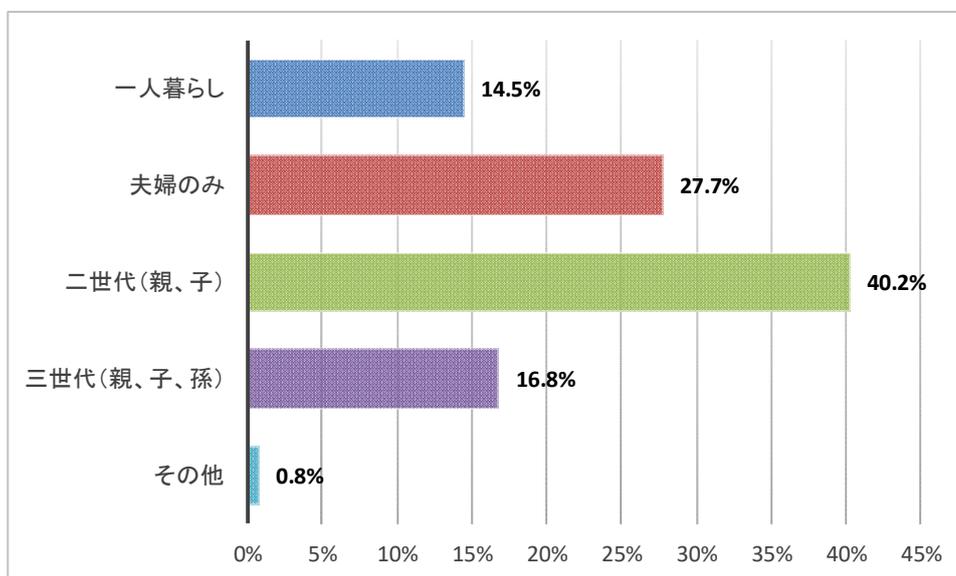
(3) 住んでいる地域【問 22】

「土幌市街」の56.2%が最も構成比が高く、以下、「農村地域」(30.5%)、「中士幌市街」(13.3%)の順となっています。



(4) 世帯の形態【問 23】

「二世帯(親、子)」の40.2%が最も多く、これに「夫婦のみ」27.7%、「三世帯」16.8%、「ひとり暮らし」14.5%が続いています。

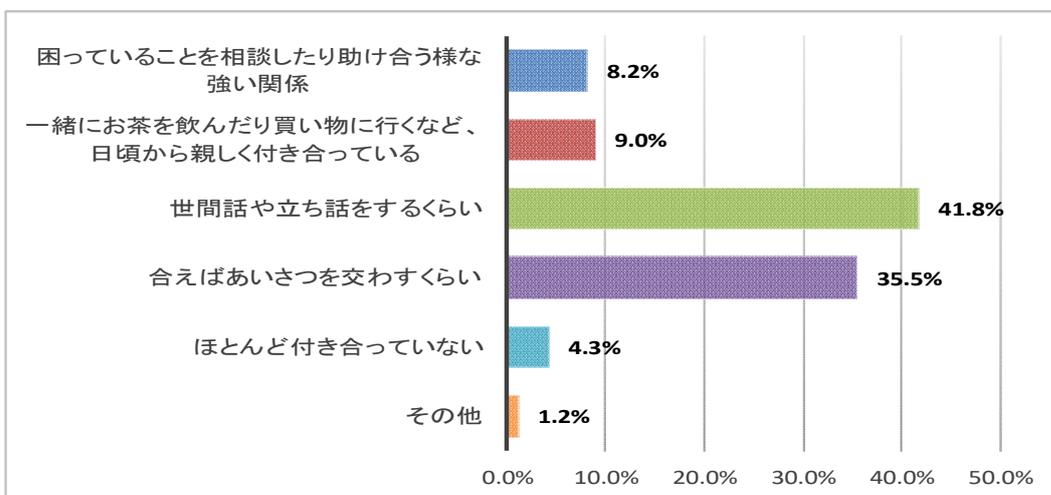


Ⅱ 調査結果

1. ご近所の関わり方について

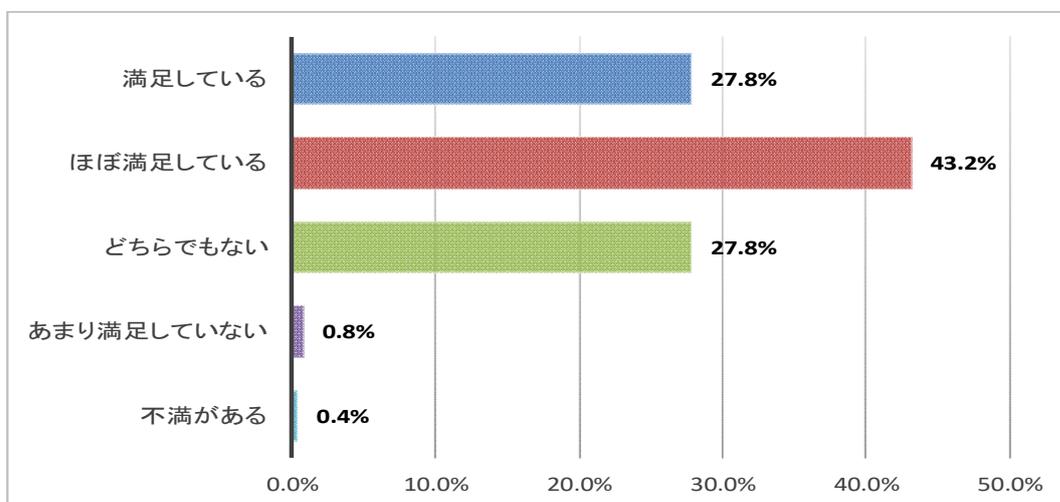
(1) ふだんのご近所の人との付き合い【問1】

「世間話や立ち話をするくらい」の41.8%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」35.5%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」9.0%、「困っていることを相談したり助け合う様な強い関係」8.2%が続いています。「ほとんど付き合っていない」は4.3%となっています。



(2) ご近所とお付き合いの満足度【問2】

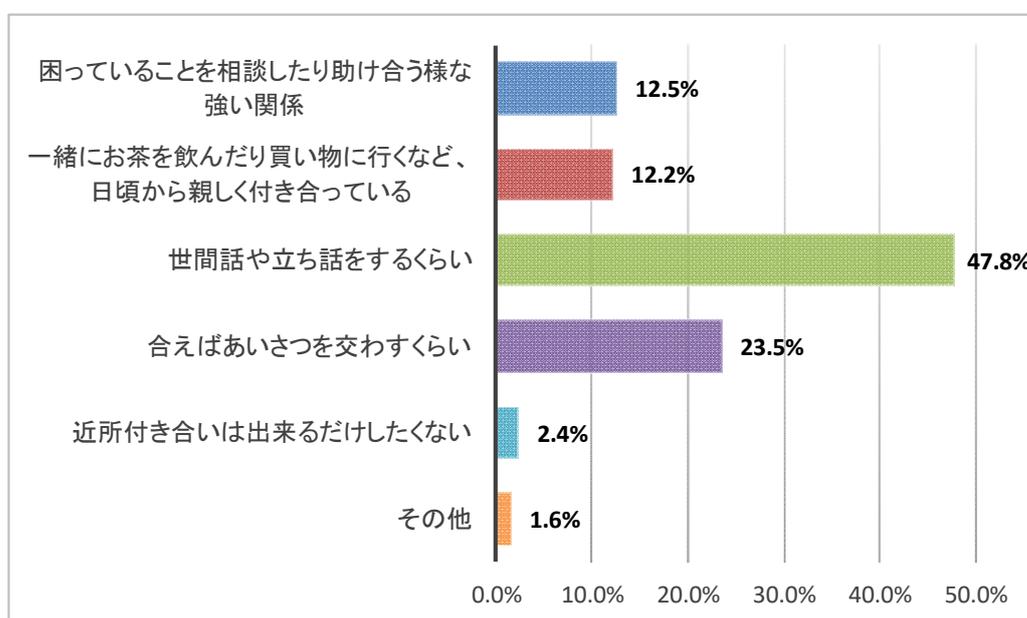
「ほぼ満足している」の43.2%で最も多く、次に「どちらでもない」「満足している」が27.8%が続いています。「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足している』は、71.0%となっています。



(3) ご近所付き合いの在り方についての希望【問3】

「世間話や立ち話をするくらい」の47.8%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」23.5%、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」12.5%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」12.2%が続いています。

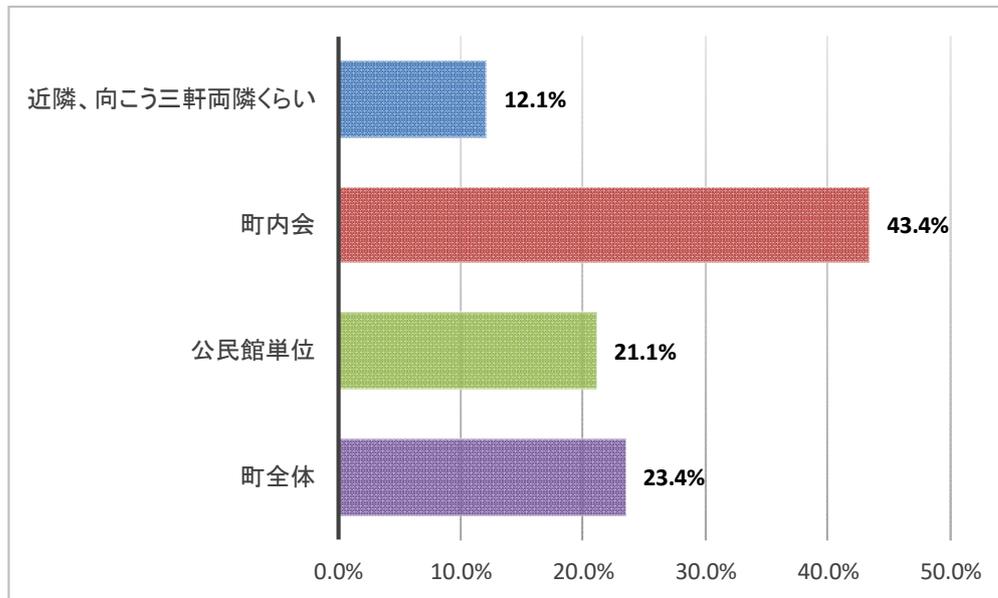
ご近所付き合いについて問1では現状、問3では希望を聞いており、選択肢ごとに回答割合を比較すると、現状よりも希望の方が隣近所とのより強い関係を示す選択肢の割合が高くなっており、今以上の強い関係が全般的に望まれていることがうかがえます。



2. 地域の中での助け合いについて

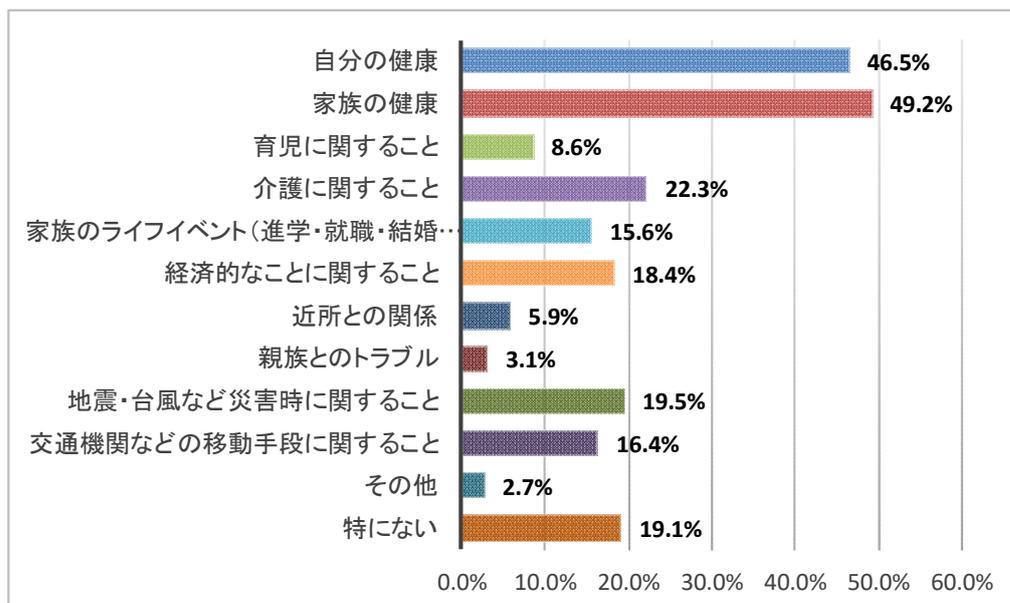
(1) 「地域の一員」として考えるときの「地域」の範囲【問4】

「町内会」の43.4%が最も多く、これに「町全体」23.4%、「公民館単位」21.1%が続いています。



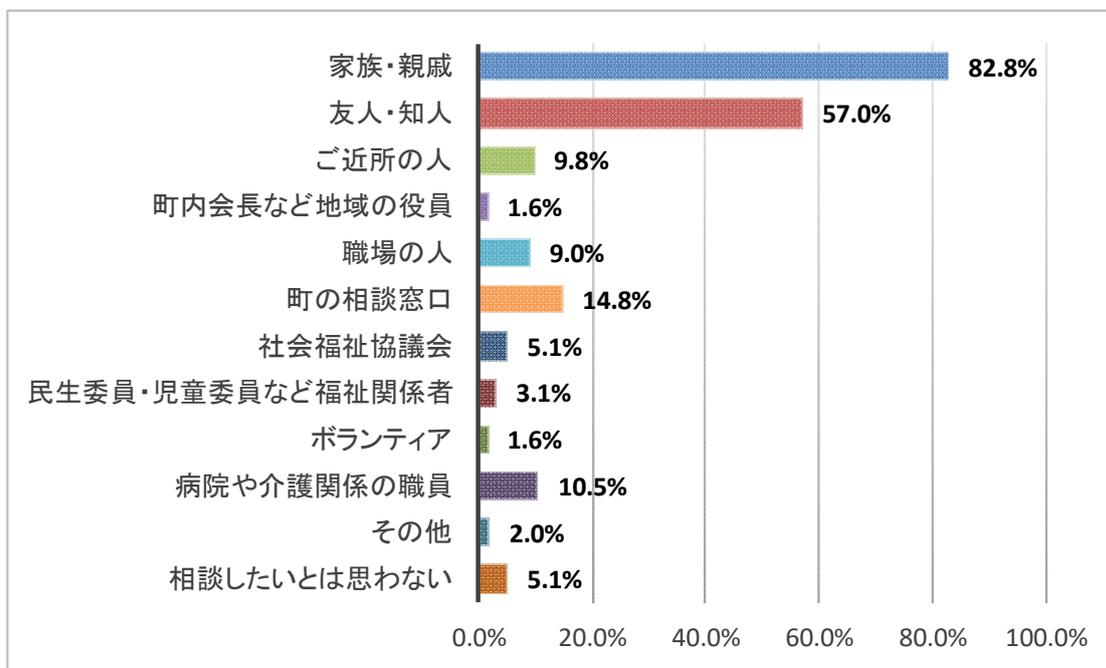
(2) 毎日の暮らしの中の不安や悩み【問5】※複数回答

「家族の健康」が49.2%で最も多く、以下、回答割合が高い方から「自分の健康」46.5%、「介護に関する事」22.3%、「地震・台風などの災害時に関する事」19.5%、「特にない」19.1%、「経済的なことに関する事」18.4%の順となっています。



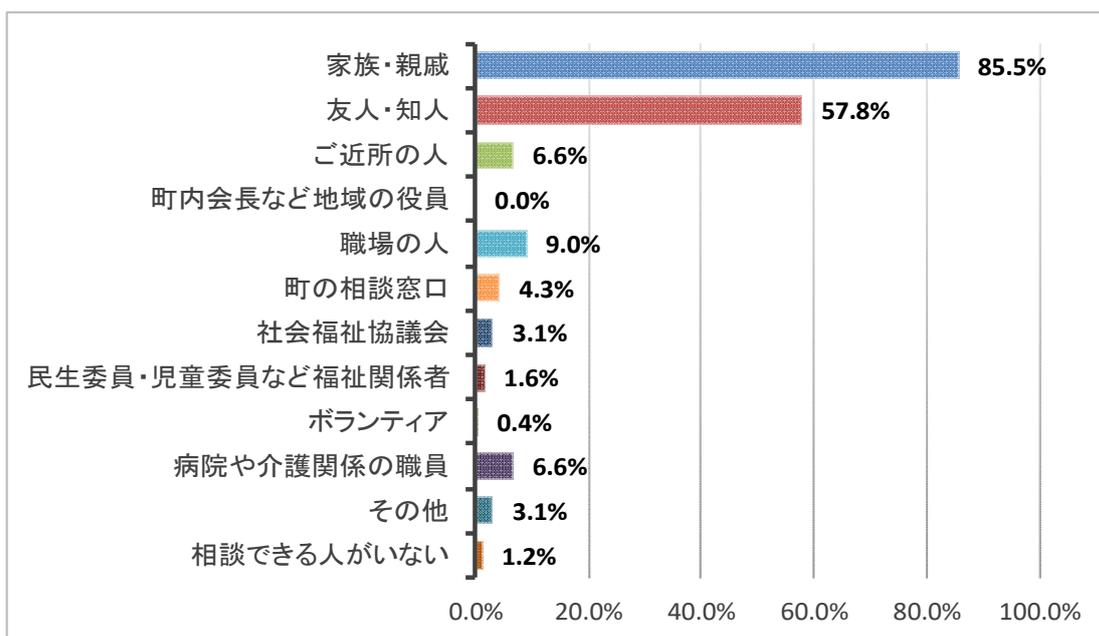
(3) 悩みや不安を相談したいと思う相手【問 6】※複数回答

「家族・親戚」が 82.8%で最も多く、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」57.0%「町の相談窓口」14.8%、「病院や介護関係の職員」10.5%、「ご近所の人」9.8%、「職場の人」9.0%の順となっています。



(4) 悩みや不安の実際の相談相手【問 7】※複数回答

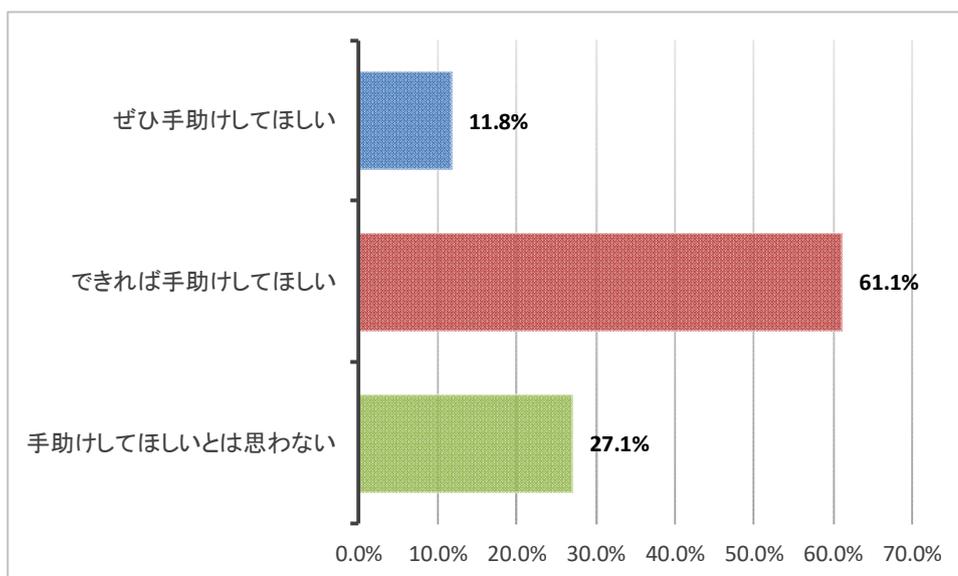
「家族・親戚」が 85.5%と最も多くを占め、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」57.8%、「職場の人」9.0%、「ご近所の人」「病院や介護関係の職員」6.6%の順となっています。



(5) 生活上の問題で悩んでいるとき、ご近所の人たちから手助けをうけることについて

【問 8】

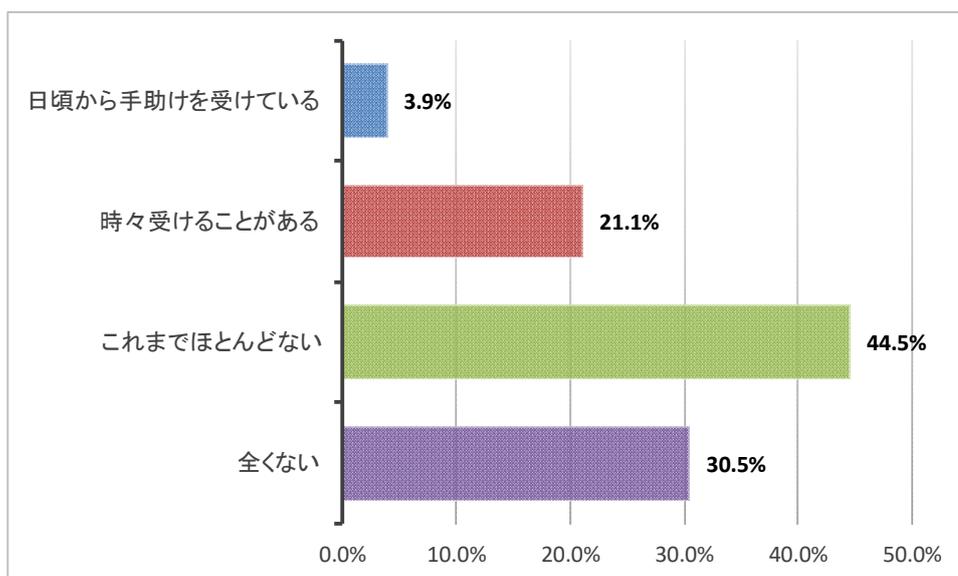
「できれば手助けしてほしい」の61.1%が最も多く、これに「手助けしてほしいとは思わない」27.1%、「ぜひ手助けしてほしい」11.8%と続いています。「できれば手助けしてほしい」と「ぜひ手助けしてほしい」を合わせた『手助けしてほしい』人の割合は72.9%を占めています。



(6) ご近所の人たちの手助けを受けた経験【問 9】

「これまでほとんどない」の44.5%が最も多く、これに「全くない」30.5%、「ときどき受けることがある」21.1%が続いています。

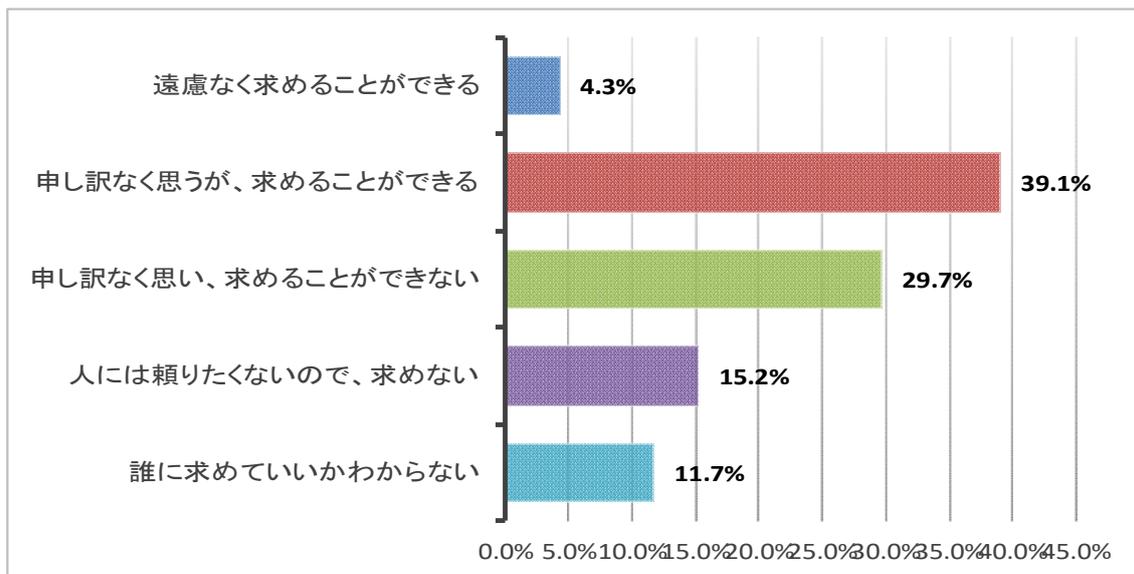
「日ごろから手助けを受けている」と「時々受けることがある」を合わせた『手助けを日常的に必要なとしている人』の割合は25.0%となっています。



(7) 生活上の問題で、ご近所に助けを求めることについて【問 10】

「申し訳なく思うが、求めることができる」の 39.1%が最も多く、これに「申し訳なく思い、求めることができない」 29.7%、「人には頼りたくないので、求めない」 15.2%が続いています。

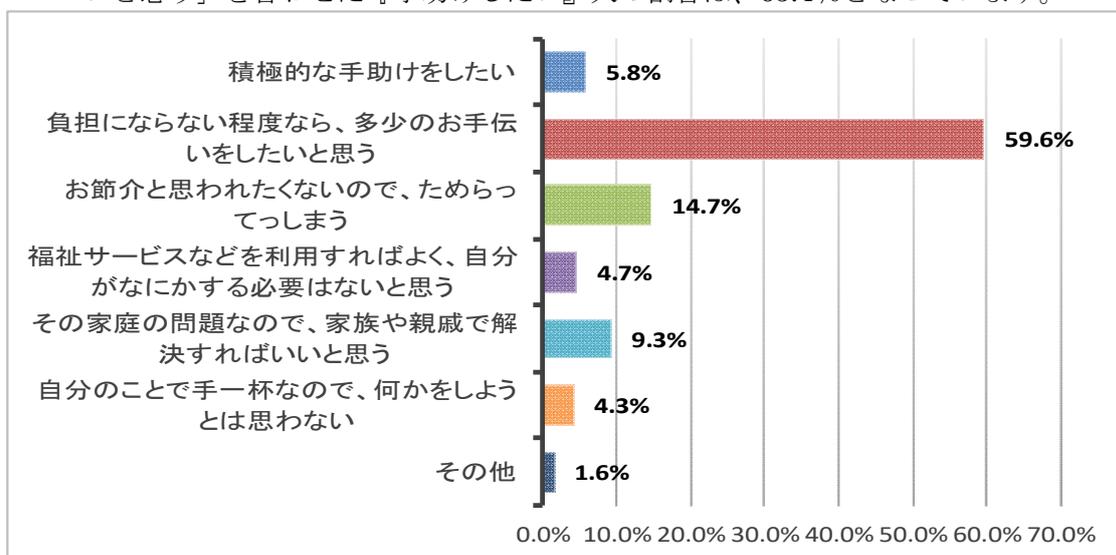
「申し訳なく思い、求めることが出ない」と「人には頼りたくないので、求めない」「誰に求めていいかわからない」を合わせた『求めることができない』人が全体の 56.6%を占めています。



(8) ご近所で悩みを抱える人がいた場合の対応【問 11】

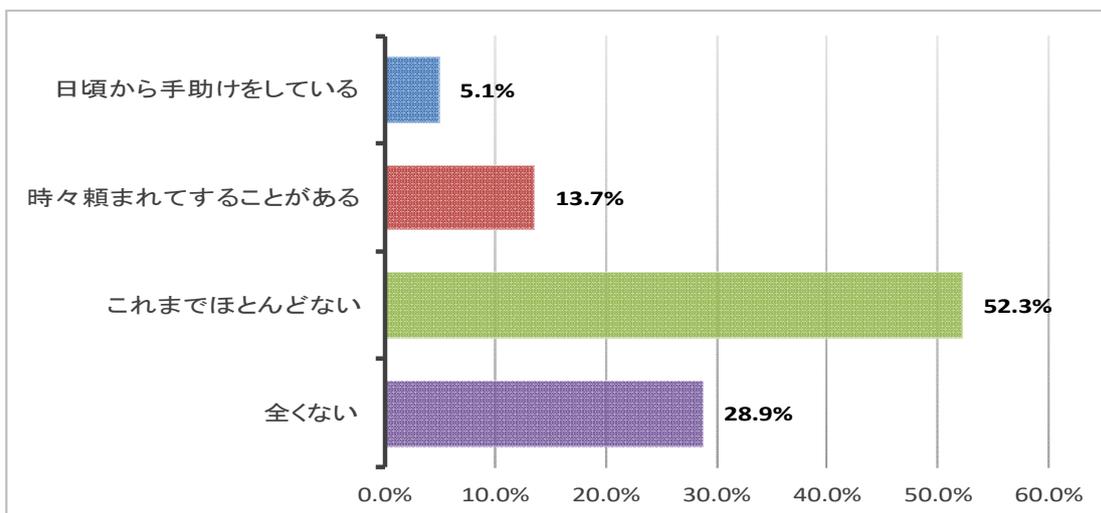
「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」の 59.6%が最も多く、これに「お節介と思われたくないので、ためらってしまう」 14.7%と続いています。

「積極的に手助けをしたい」と「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」を合わせた『手助けしたい』人の割合は、65.4%となっています。



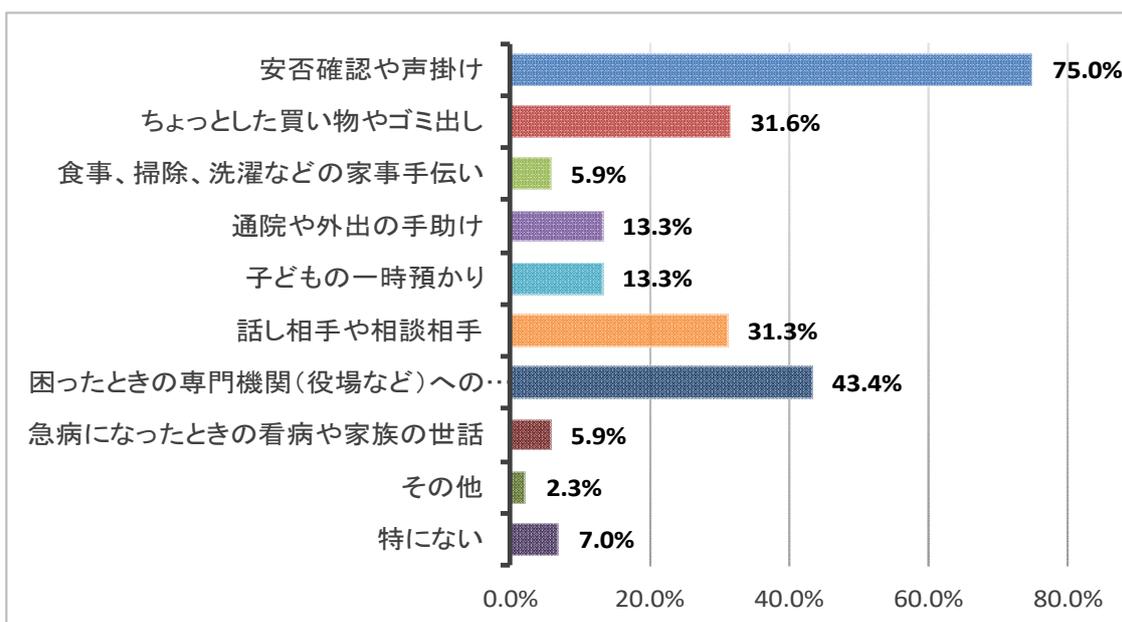
(9) 生活上の問題でご近所の人たちを手助けした経験【問 12】

「これまでほとんどない」の 52.3%が最も多く、これに「全くない」28.9%、「時々頼まれてすることがある」13.7%が続いています。「時々頼まれてすることがある」「日ごろから手助けをしている」を合わせた日常的に手助けをしている人の割合は、18.8%となっています。



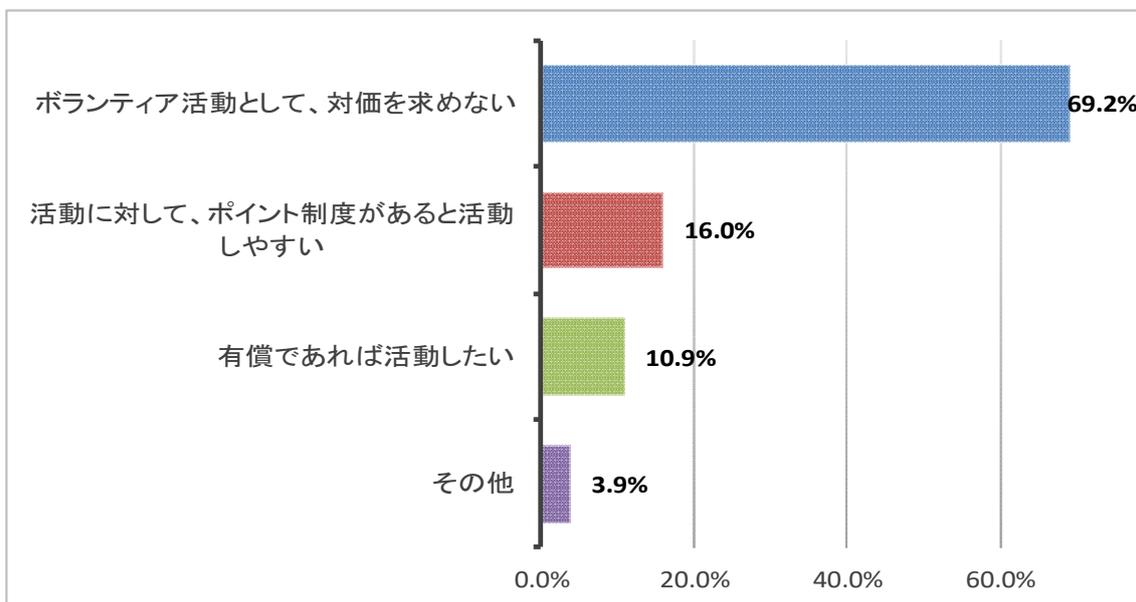
(10) 本人とご近所が、日常生活に不自由を感じる状態になったとき、お互いに助け合えると思うもの【問 13】※複数回答

「安否確認や声掛け」が 75.0%で最も多く、次に回答割合が高い方から、「困ったときの専門機関への連絡」43.4%、「ちょっとした買い物やごみ出し」31.6%、「話し相手や相談相手」31.3%、「通院や外出の手助け」「子どもの一時預かり」13.3%の順となっています。



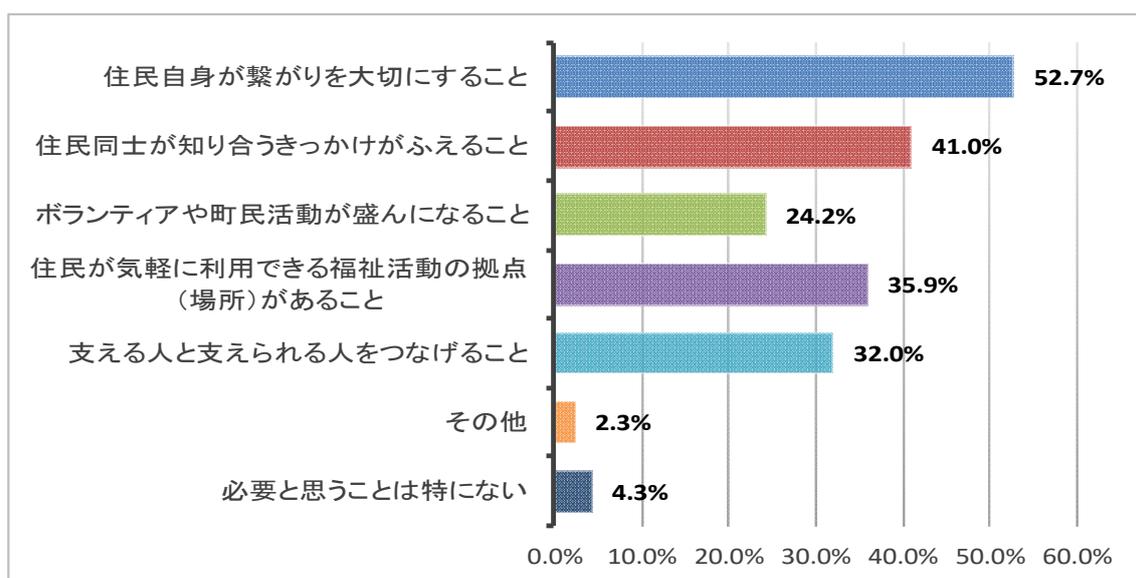
(11) 助け合い活動を行うのに、最も近い思いは【問 14】

「ボランティア活動として、対価を求めない」が 69.2%で最も多く、つぎに「活動に対して、ポイント制度があると活動しやすい」16.0%の順となっています。



(12) 地域住民が支え合うために必要なこと【問 15】※複数回答

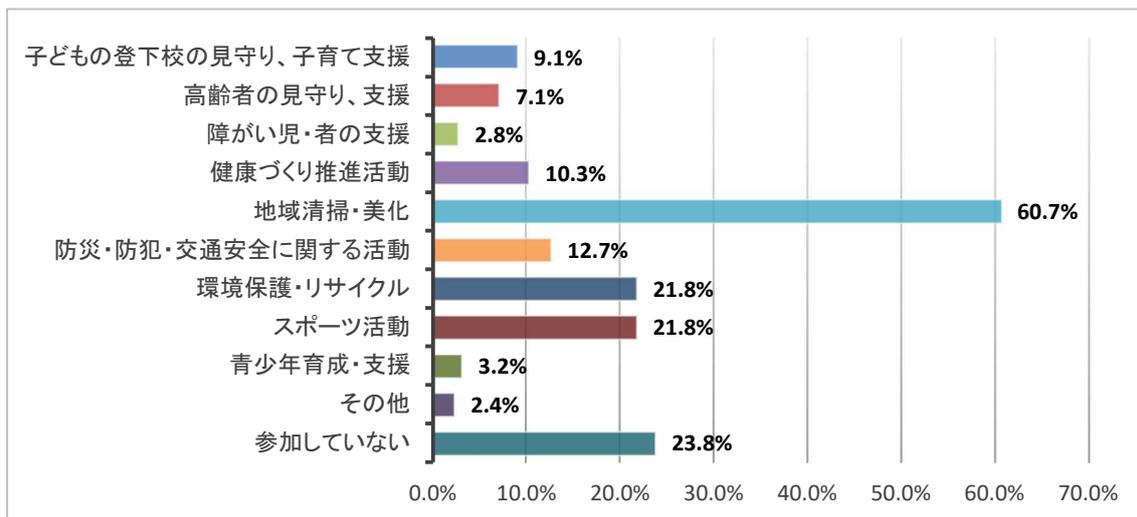
「住民自身がつながりを大切にすること」が 52.7%で最も多く、以下、回答者が高い方から「住民同士が知り合うきっかけが増えること」41.0%、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点（場所）があること」35.9%、「支える人と支えられる人をつなげること」32.0%、「ボランティアや町民活動が盛んになること」24.2%の順となっています。



3. 地域活動について

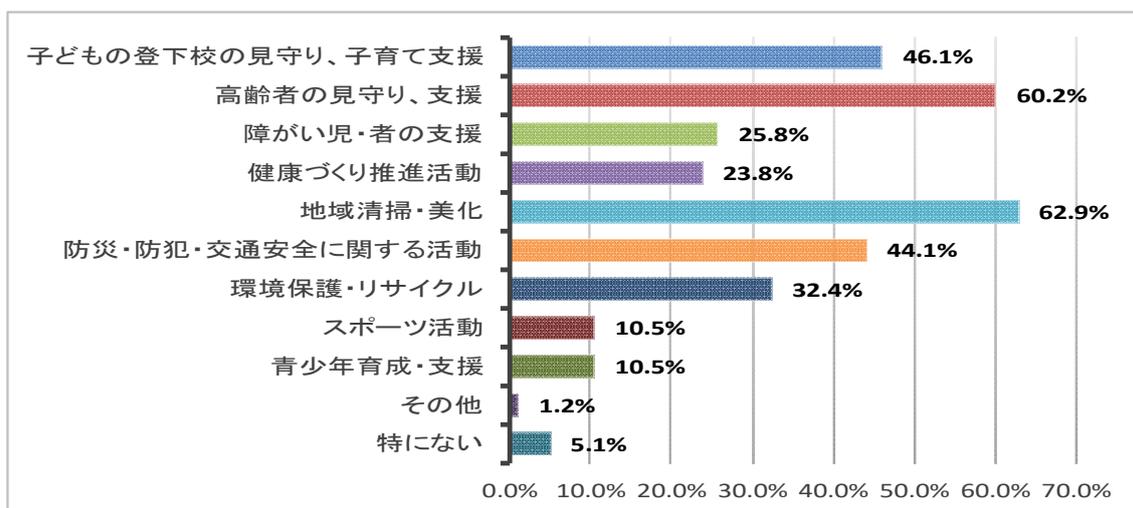
(1) 参加したことがある地域活動の分野【問 16】※複数回答

「地域の清掃・美化」が 60.7%で最も多くを占め、これに「参加していない」23.8%、「環境保護・リサイクル」「スポーツ活動」21.8%の順となっています。



(2) 地域の人たちで協力して取り組んでいくことが必要なこと【問 17】※複数回答

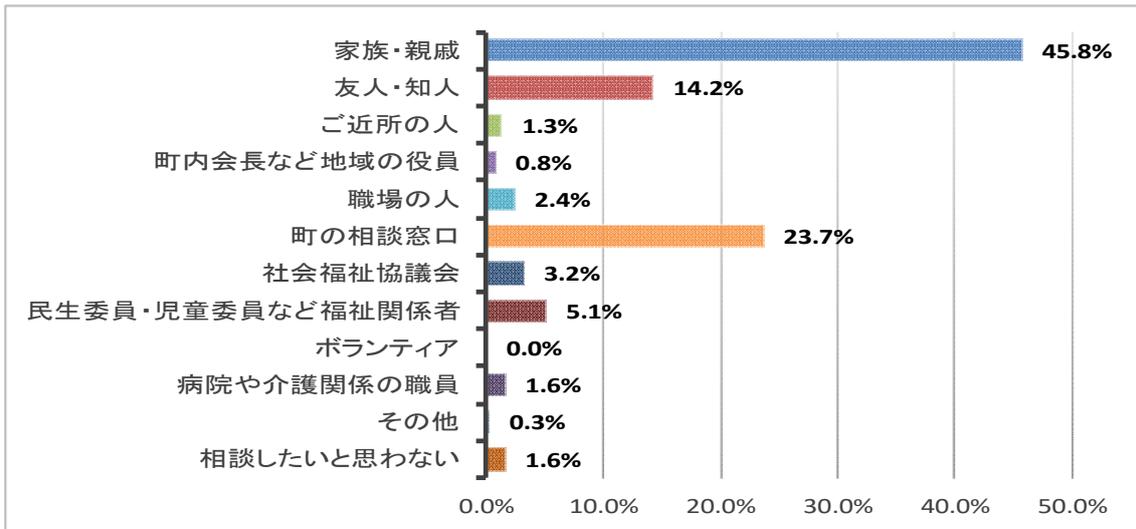
「地域の清掃・美化」62.9%、「高齢者の見守り・支援」が 60.2%で最も多く、これに「子どもの登下校の見守り、子育て支援」46.1%、「防災・防犯・交通安全に関する活動」44.1%の順となっています。



4. 生活に困っている方への支援について

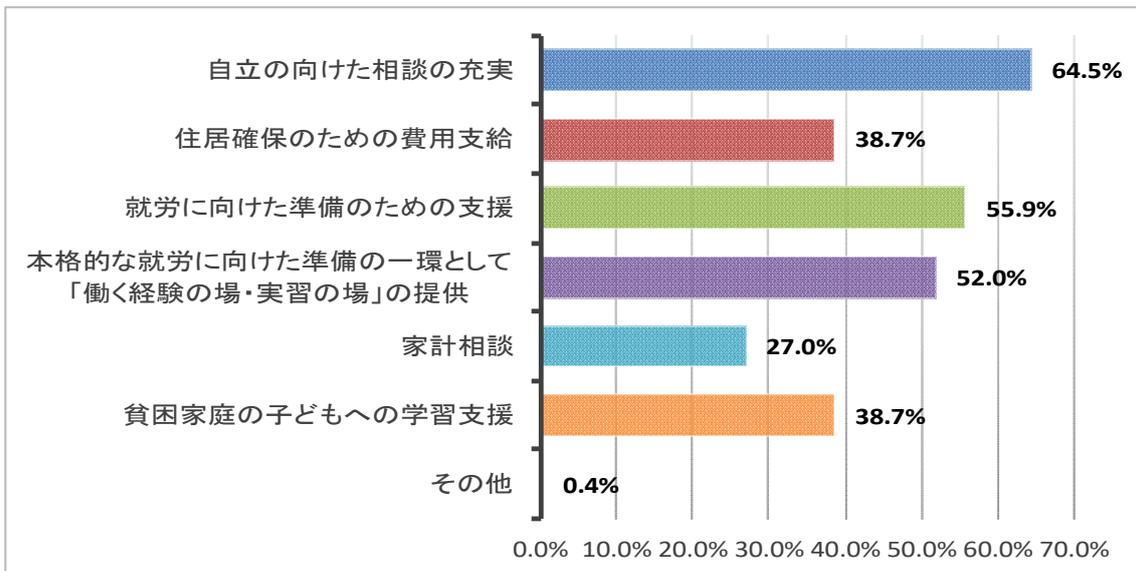
(1) 本人や近所の方が、経済的な問題や失業などの生活上の問題で不安を抱えたとき、相談したい相手【問 18】

「家族・親戚」が 45.8% で最も多くを占め、これに「町の相談窓口」23.7%、「友人・知人」14.2%、「民生委員・児童委員などの福祉関係者」5.1%、「社会福祉協議会」3.2% の順となっています。



(2) 経済的な問題や失業など生活に困っている方への支援として、町として取組が必要なこと【問 19】※複数回答

「自立に向けた相談の充実」が 64.5% で最も多く、これに「就労に向けた準備のための支援」55.9%、「働く経験の場・実習の場の提供」52.0%、「住居確保のための費用弁償」「貧困家庭の子どもへの学習支援」38.7% の順となっています。



5. ご意見・要望

- 今はまだ困ったことがないですが、子供達が貧困で困らないように町で色々手助けをしてほしい。これから将来を生きる子ども達に希望を持って生活してほしいです。
- 自立していない人がいれば、1時間でも2時間でも就労先があれば良いと思う。
- 車の運転が出来なくなった時の住まいをどうするか相談先？を考えています。
- 色々な問題がありますが、あしもとの生活が出来ていくためにも、暖かい声掛けや経済的自立また、保護などプライバシーにも気を配りながら互いに助け合う様、日頃からのコミュニティ作りが必要と考えます。そのためにも町内会と町の繋がりが行き交いが必要だと思います。日頃よりの声掛けや地域のことも町で知ることが必要ですね。
- 高齢者になって車に乗れなくなった時に隣に遊びに行きたいと思ってもこの車の時代です・・・歩道が無くて心配です。国道241号線に心から歩道をお願いいたしたく切にお願い申し上げます。今まで色々とお話したんですが、聞く耳を持ってくださいませんでした。
- 妻が認知症で（要介護2）在宅で介護しています。週に一度病院からの訪問看護も受けています。私ども夫婦は子供が出来なかったのですずっとふたりです。私が元気なうちは良いのですが、不安です。万が一の場合を考えて、手を打っていますが、この先のことで十分な計画を再度考えたいと思っています。
- おとなり様は、大事だと思えます。昔から言われていますね。
- 地域住民が自立して安心して生活することができるよう助け合い支え合っていくためには、この一人一人の意識を高めることと、町や地域の組織的な取組の両方が必要だと思います。
- 町内会で焼き肉とかやりたい。
- 実際困ったときは、思い悩みなかなか相談はできないものです。
- 中士幌に15年いました。妻が亡くなり士幌愛風苑にお世話になっています。今後ともにお世話になります。
- 農村地域の高齢者対策などの生活支援
- 税金をもっと有効に使ってほしい。無駄な使いばかり、老人向けの施設は立派なものばかり、そこまで立派なものが必要か。福祉は老人だけじゃないと思うが、老人の為に税金を払っているわけじゃない。これからの世代のためにもっと使ってほしい。アンケートをとる意味があるのか。
- 2年後の成人年齢引き下げに伴い、その年の成人式のあり方を知りたいので、早急に教えてほしい。

スポーツ少年団の活動において、近年学校としては「教育活動ではない」と言うスタンスとのことで、協力を得るのが難しくなっています。保護者が運営していく事に反対しているわけではありませんが、各個人が関わるのは短い期間となるため、役員入替等で毎年多少の混乱が生じていると思います。質の良い活動を長く続けられるように何らかのシス

テムが、必要なのかなと感じます

○町内にもう少し良い公園があると良いと思います。他の町へ子供達をつれてよく公園へ行きますが、家族で公園で過ごしたり、お友達と遊んだり自然と人が集まり、会話を楽しんだりしている様子が見られます。

士幌の公園では遊具も少なく環境も（駐車場など）いまいちで、あまり遊んでいる人はいません。もう少し環境の整った公園があると子供達も友達と遊びに行ったりと明るい町になるかなと思います。

○本当に困った人が安心して生活出来るような計画にしてください。

○安心して暮らせる士幌町になる事を信じて…

2 第6期土幌町地域福祉実践計画策定までの経過

| 開催日 | 内容 |
|------------|---|
| 令和元年12月17日 | 社会福祉協議会理事会提案 ・地域福祉実践計画策定の意義と目的 ・地域福祉計画と実践計画の役割 ・実践計画策定手順について同意 |
| 令和2年03月27日 | 社会福祉協議会評議員会提案 ・地域福祉実践計画策定の意義と目的 ・地域福祉計画と実践計画の役割 ・実践計画策定手順について説明 |
| 令和2年05月15日 | 各団体・行政関係・福祉団体策定委員選出の依頼 |
| 令和2年07月08日 | 第1回地域福祉実践計画策定委員会 ・正副委員長の選任 ・第6期地域福祉実践計画の諮問 ・地域福祉実践計画策定の経過説明 ・実践計画策定要綱及び策定委員会設置規定について ・計画策定スケジュールについて |
| 令和2年08月11日 | アンケート送付 |
| 令和2年09月24日 | 第2回地域福祉実践計画策定委員会 ・第5期地域福祉実践計画の検証 ・地域福祉に関するアンケート結果について ・計画の基本的な考え方 ・実践計画体系図 |
| 令和2年12月17日 | 第3回地域福祉実践計画策定委員会書面会議 ・地域福祉実践計画素案について |
| 令和3年03月04日 | 第4回地域福祉実践計画策定委員会 ・地域福祉実践計画(原案)について ・地域福祉実践計画答申(案)について |

3 第6期士幌町地域福祉実践計画策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本会の目的である地域福祉の推進にあたり士幌町が策定する地域福祉計画と連携して「地域福祉実践計画」を策定する趣旨、目的と方法について基本的事項を定めるものとする。

(策定趣旨)

第2条 多様な福祉ニーズに対応して、地域住民や地域福祉に関わる関係者が地域の福祉課題を共通に認識すると共に、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることによりお互いの役割分担や協力して行う活動を明らかにし、福祉課題の解決を目指して、組織だった活動を行うことを目的として、体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めを行うものである。

(地域福祉計画策定への協力)

第3条 本会は、地域福祉推進上、町がその体制作りのための諸施策が効果的になるように地域福祉計画策定に当たっては、意見の反映等のため積極的に協力するものとする。

(地域福祉計画との共同策定への努力)

第4条 地域福祉実践計画の策定に当たっては、町と社会福祉協議会が地域福祉の理念を共有し、住民の参加の促進等を図るためにも、町が策定する地域福祉計画と共同策定できるよう緊密な連携に努めるものとする。

2 住民の地域福祉に関する調査事業等を共同で開催するなど効果的、効率的に住民等の意見を集約するよう努めるものとする。

(地域福祉実践計画策定委員会の設置)

第5条 地域福祉実践計画の策定に当たっては、地域の中にある様々な生活課題が把握できるように、地域住民、社会福祉活動に参加する者、福祉サービス事業者等の中から策定委員会を設置する。

(実践計画の構成)

第6条 計画は、名称、現状分析、基本理念、そして基本目標、実践事業から構成する。

2 基本理念の実現を目指すため、5カ年間(令和3年度から7年度)に取り組む基本目標を設定する。

3 基本目標は、社会福祉法第107条に掲げられた地域福祉の推進に関する分野を地域住民にとって実践的な方法で計画化するほか、ニーズ発見・共有・解決の協働化策並びに社協組織活動の強化推進を含むものとする。

(計画策定の行程)

第7条 計画の策定に当たっては、構想、準備、課題把握・検討、調整・計画化、周知・評価、推進の各段階に分かれる。

(社協内体制)

第8条 地域福祉実践計画づくりは、社会福祉協議会の基本をなす事業であり、地域住民や福祉サービスを利用する人、ボランティア活動やNPO活動を志す人たちとの協働関係づくりとなるものである。

社会福祉協議会は、役員・評議員、職員が緊密な協力関係を築きながら策定作業に臨むことが求められる。

(町との連携強化)

第9条 地域福祉は、地域住民と社会福祉を営む者と社会福祉活動に参加する者による相互の協力が必要とされるので、行政との連携により、幅広い意見の把握に努めるものとする。

(事務局)

第10条 策定委員会に事務局を置き、社会福祉協議会がこれを担当する。

また、町の地域福祉計画策定の事務局とは定期的に協議を行い緊密に連携する。

(その他)

第11条 ここに定めのないもので必要ある事項は、会長において定めるものとし、理事会に報告する。

附則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

4 第6期土幌町地域福祉実践計画策定委員会設置規定

(趣旨)

第1条 地域福祉実践計画策定委員会設置のため、必要な事項を定める。

(策定委員会の構成基準)

第2条 地域福祉実践計画策定要綱の第5条に定める地域福祉実践計画策定委員会の構成基準は次の通りとする。

- (1) 行政関係者(1名)
- (2) 福祉団体(3名)
- (3) 民生児童委員協議会(1名)
- (4) ボランティア実践団体(1名)
- (5) 公民館運営審議会(1名)
- (6) 福祉事業者(7名)

(業務の分担)

第3条 策定に伴う業務で専門部会を設ける必要があるときは、随時設置ができるものとする。

(委員会の任期)

第4条 委員会の任期は令和2年7月1日から令和3年3月31日とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により決める。

- 2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬、費用弁償)

第7条 関係行政機関の職員以外の委員が会議に出席したときは、本会「土幌町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程」に則り、報酬並びに費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

5 第6期士幌町地域副実践計画策定委員名簿

| No. | 選出区分 | 団 体 名 | | 氏名 |
|-----|------------|------------------|------|--------|
| 1 | 行政関係者 | 士幌町保健福祉課 | 担当主査 | 渡辺 将 |
| 2 | 福祉団体 | 士幌町老人クラブ連合会 | 会長 | 大野 准弑 |
| 3 | | 身体障害者福祉協会士幌町分会 | 分会長 | 藤内 昇 |
| 4 | | 士幌町カトレアの会 | 会長 | 小枝 千恵子 |
| 5 | 民生児童委員協議会 | 士幌町民生児童委員協議会 | 会長 | 樋口 正寛 |
| 6 | ボランティア実践団体 | ふまねっと・しほろ | 副会長 | 今田 いずみ |
| 7 | 公民館運営審議会 | 士幌町公民館運営審議会 | 委員長 | 中村 貢 |
| 8 | 福祉事業者 | 社会福祉法人温真会 | 理事長 | 松浪 浩之 |
| 9 | | グループホーム士幌ひまわり・笑顔 | ホーム長 | 水谷 一枝 |
| 10 | | 士幌愛風会 | 施設長 | 品田 浩三 |
| 11 | | NPO 法人障がい者支援の会 | 副理事長 | 篠原 幸治 |
| 12 | | 士幌町社会福祉協議会 | 副会長 | 佐藤 弘夫 |
| 13 | | 士幌町社会福祉協議会 | 理 事 | 菊池 博明 |
| 14 | | 士幌町社会福祉協議会 | 監 事 | 森本 英伸 |

6 諮問書・答申書

第6期土幌町地域福祉実践計画の策定について(諮問)

少子高齢化や核家族化の進展をはじめとする社会情勢の変化を背景に、地域のつながりが希薄化する一方で、地域においては多様化、複合化する生活・福祉課題を抱え、経済的困窮や社会的孤立などに至るリスクの高い層が増えています。

こうした生活・福祉課題は既存の公的サービスだけでは対応しきれないこともあり、公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域で活動する町民、NPO 団体、事業者などの主体的な参画と協働による地域づくりと支え合いが必要とされています。

本町では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本目標として平成28年3月に「第5期地域福祉実践計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできています。

現在、改正災害対策基本法を踏まえた災害時要援護者への支援や、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業、さらに社会福祉法人制度改革において地域公益活動が法人の責務と位置づけられるなど、これまで以上に「地域づくり」と「地域の支え合い」を意識した地域福祉の推進が求められています。

つきましては、これまでの取組みを基礎としながら、幅広い分野のご意見を貴策定委員会より伺いたく、第6期地域福祉実践計画策定を諮問いたします。

令和2年7月8日

土幌町地域福祉実践計画策定委員会委員長 様

社会福祉法人土幌町社会福祉協議会
会長 鎌田弘美

第6期土幌町地域福祉実践計画の策定について(答申)

令和2年7月8日、当策定委員会に諮問されました第6期土幌町地域福祉実践計画について、慎重に検討・協議の結果、計画策定を終了いたしましたので、ここに答申いたします。

なお、本実践計画を十分に尊重し、計画の的確な推進に努められるよう要望いたします。

令和3年3月4日

土幌町社会福祉協議会長 佐藤弘夫 様

土幌町地域福祉実践計画策定委員会
副委員長 樋口正寛

第 6 期土幌町地域福祉実践計画

令和 3 年 3 月発行

編集・発行 社会福祉法人 土幌町社会福祉協議会
〒080-1214 土幌町字土幌西 2 線 167
土幌町総合福祉センター内
TEL01564-5-2008 FAX01564-9-5090
